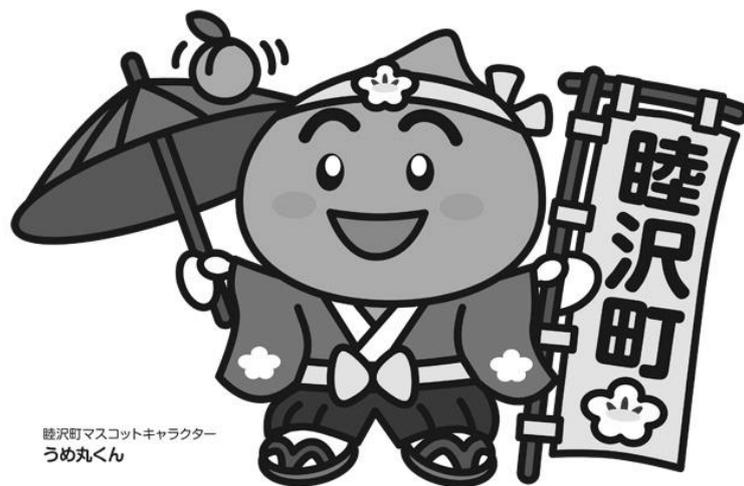


第2期 睦沢町子ども・子育て支援事業計画

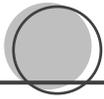
2020年度 ～ 2024年度



睦沢町マスコットキャラクター
うめくん

2020年3月

睦 沢 町



はじめに

睦沢町子ども・子育て支援事業計画については、第1期計画が2019年度を最終年としていることから、2020年度から2024年度までの5年間の計画期間として、この度第2期計画を策定いたしました。

本計画は、「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐと共に、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせ、また、本計画と同期間に策定される「睦沢町教育振興基本計画」とも関連付け、一体的に策定いたしました。



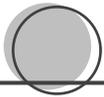
第1期計画においては、基本理念を「のびのび子育て 健幸な子どもが育つまち むつざわ」としてありますが、第2期計画では「子ども親も健幸で 地域の中で子どもがのびのびと育つまち むつざわ」としました。第1期計画をもとに、子どもはもとより保護者を含めた子育てにかかわるすべての人が、健幸で豊かな人間関係の中で、子育てができる町を目指し、基本理念を定めました。

本計画の策定にあたっては、第1期計画に対する成果や課題の検証を行うと共に、保護者のニーズや社会潮流をとらえ、具体的な基本目標と施策を示しております。その中で、特に子育て世代包括支援センターの設置は、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を目指し、子育てに関する包括的な支援の充実を図るうえで大きな役割を担っております。今後、教育委員会をはじめ関係機関との連携や職員の研修等により十分に機能を発揮できるよう体制の整備に努めてまいります。そして、安心して子育てができる町として、子育てに選ばれるまちづくりを目指し取り組んでまいります。

終わりに、本計画書の策定にあたりアンケートにご協力くださいました保護者の皆様や、貴重なご意見をいただきました「睦沢町子ども・子育て会議」委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

2020年3月

睦沢町長 市原 武



目次

総論	1
I. 計画の策定に当たって	2
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
II. 子ども・子育てを取り巻く状況の変化	4
1. 子ども・子育てを取り巻く社会環境の変化	4
2. 睦沢町の現状	6
3. 子育て支援サービスの提供・利用の動向	11
4. 町民のニーズ	16
5. 第1期計画の主な成果	20
6. 第2期計画における子ども・子育て支援推進の主なポイント	21
子ども・子育て支援事業の展開	23
I. 計画の基本的方向	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標と施策体系	24
II. 幼児教育・保育、地域子育て支援の量の見込みと確保方策	25
1. 教育・保育提供区域の設定	25
2. 量の見込みの算定の考え方と認定区分	25
3. 量の見込みと確保方策	26
III. 施策の展開	29
1. 基本目標1：安心して産み育てられる環境づくり	29
2. 基本目標2：子育て家庭が暮らしやすい環境づくり	39
3. 基本目標3：子どもの健やかな成長を支える魅力ある教育環境づくり	46
IV. 計画の推進	53
1. 点検・評価	53
2. 推進体制	53
資料編	55
I. 条例および委員名簿	56
1. 睦沢町子ども・子育て会議条例	56
2. 睦沢町子ども・子育て会議 委員名簿	57
II. 策定経過	58
III. 子ども・子育て支援事業一覧	59

● 総論

Ⅰ. 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

人口減少や少子高齢化の進展により、子育て環境は大きく変化しています。

女性の就労ニーズは高まっているにもかかわらず、幼児期の教育・保育施設の整備が追い付かないことや、子育て家庭を地域全体で支える体制、待機児童の解消など、仕事と子育てを両立できる環境が不十分であることは、少子化の要因のひとつであると指摘されています。また、核家族化が進んだことにより、子育ての孤立感から子育てに不安を抱く家庭も少なくありません。

地域においては、子どもを欲しいと思う人が子どもを持ち、子育てしやすい環境にしていくために、子どもや子どものいる家庭を地域全体が支えるしくみの構築が求められています。

これらに対応するため、国では2012年に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる子ども・子育て関連3法）が成立しました。

さらに、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長され、職場や地域における子育て支援の充実も継続して推進されています。

2015年度にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とし、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指しており、その後も幼児教育・保育の無償化など、子育て支援の充実が図られています。

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、2015年度から2019年度までを計画期間とする「睦沢町 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「のびのび子育て 健幸な子どもが育つまち むつざわ」を掲げ、子育てを取り巻く課題に積極的に取り組み、本町のすべての子どもたちが健やかに成長できるよう支援を進めてきました。

本計画は、第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況や社会潮流・町の状況の変化などを踏まえ、本町におけるさらなる子ども・子育て支援の充実を図るための第2期計画として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

<子ども・子育て支援法（抜粋）>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

なお、本計画は、「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせ、一体的に策定するものとします。

<次世代育成支援対策推進法（抜粋）>

(市町村行動計画)

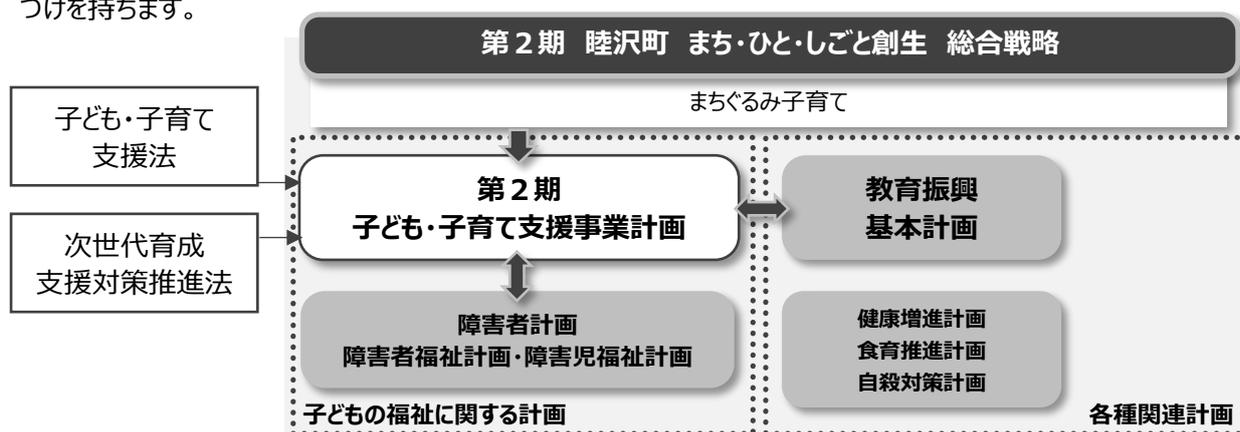
第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

※「次世代育成支援行動計画」は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、策定義務が任意化されています。

(2) 上位計画などとの整合

2021年度を初年度として策定を進めている（仮称）第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討の方向性を踏まえるとともに、他の福祉・教育等関連計画と整合を図りながら、子ども・子育て支援を推進します。

なお、「子ども・子育て支援」は本町の活力維持のために非常に重要なテーマであり、総合戦略においても「まちぐるみ子育て」として、柱を設け、強力で推進することを位置づけています。本計画は、その行動計画としての位置づけを持ちます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、2020年度から2024年度までの5年間とします。

なお、年度ごとに進捗状況を確認し、適宜見直しを加えながら進めます。

2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
第1期 計画期間（2015～2019）					第2期 計画期間（2020～2024）				

11.

子ども・子育てを取り巻く状況の変化

1. 子ども・子育てを取り巻く社会環境の変化

(1) 法制度の動向

2015年の子ども・子育て関連3法施行後、子育て世代包括支援センターの設置の推進や、幼児教育・保育の無償化など、子育て支援の充実が強く推進されています。

また、教育分野においても、学習指導要領への主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の考え方の導入や、若年期教育・生涯学習・能力向上を重点化した施策の推進など、人生100年時代に対する「人づくり革命」が進められています。

<第1期計画策定以降の子ども・子育て支援に関連する主な法制度の動向>

2015年度	子ども・子育て関連3法施行	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけ。 ・子ども・子育て支援新制度がスタート。
	保育士確保プラン策定	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消加速化プラン（2013）による、2017年度までの40万人分の受け皿確保に向け、2017年度末までに約7万人の保育士を確保するための取組を推進。
	少子化社会対策大綱改定	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化を重点課題に設定し、2020年の数値目標を設定。
	次世代育成支援対策推進法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育ての両立による子どもの育成環境の整備を引き続き推進するため、法の有効期限を2025年3月末まで延長（2014）。 ・次世代育成支援対策の取組状況が特に優良な事業主を認定する新たな制度を創設。
2016年度	学校教育法等改正	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育校を制度化。
	子ども・子育て支援法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事・子育て両立支援事業を創設。また、これらの財源となる事業主拠出金を引き上げて支援を充実化。
	子供・若者育成支援推進大綱策定	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者を取り巻く課題の複合化・複雑化と縦割りで対策の限界を指摘し、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。
	ニッポン一億総活躍プラン閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・保育・放課後児童クラブの受け皿整備量の目標を上積み。また保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 ・教育相談機能の強化、学校外で学ぶ子どもの支援、地域未来塾の拡充などにより、困難を抱える子どもなどへの多様な学びの機会の提供を推進。また、奨学金制度を拡充。 ・子育て世代包括支援センターを2020年度末までに全国展開。
	切れ目のない保育のための対策策定	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備や保育人材確保、保育の質の向上のほか、「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援、保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開など、待機児童解消に向け、子どもの年齢・課題別の取組をさらに支援。
	児童福祉法等改正	<ul style="list-style-type: none"> ・法の理念を明確化（児童の権利の明記）。 ・児童相談所などの市町村による児童虐待発生対策を強化。 ・子育て世代（母子）包括支援センター設置、市区町村子ども家庭総合支援拠点整備を努力義務化。
2017年度	新学習指導要領改訂（2017年度～2018年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の考え方を導入し、学びに向かう力・人間性等の涵養、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成を目指す。
	児童福祉法等改正	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けている児童等の保護のため、司法の関与などを強化。
	子育て安心プラン策定	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度末までに全国の待機児童の解消を目指し22万人分の受け皿整備を推進。 ・2022年度末までに女性の就業率を80%まで向上（M字カーブの解消）。
	新しい経済政策パッケージ閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の処遇について、2019年4月からさらに1%引き上げ。 ・少子高齢化・人生100年時代に対し、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪と位置づけた。 ・「人づくり革命」として幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げた。

2018年度	子ども・子育て支援法改正	・0～2歳児の保育需要増大に対応するため、財源となる事業主拠出金を引き上げ。 ・待機児童解消などのため、関係市区町村などによる協議会設置を可能に。
	人づくり革命 基本構想公表	・ 人生100年時代 に向け、 幼児教育無償化 の加速、 高等教育無償化 の実現、 大学改革 、 リカレント教育 などの 人材への投資 を強化。 ・子育て安心プランを前倒し、保育の受け皿整備・処遇改善を推進。
	第3期教育振興基本計画策定	・社会構造の急速な変革が見込まれる中、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化するための 若年期教育・生涯学習・能力向上を重点化 。
	新・放課後子ども総合プラン策定	・「 小1の壁 」・「 待機児童 」を解消するとともに 放課後児童クラブと放課後子ども教室、両事業の「一体型」の計画的な整備などを推進 。
2019年度	子ども・子育て支援法改正	・ 3～5歳児の幼稚園・認可保育所等の利用料を無償化、住民税非課税世帯対象に0～2歳児の認可保育所等の利用料を無償化 。
2020年度	大学等における就学の支援に関する法律施行（予定）	・低所得世帯の学生を対象に、授業料・入学金の減免と給付型奨学金の拡充により、大学など 高等教育機関を無償化 。

※子ども・子育て支援に関連する内容を抜粋しています。

（２）基本指針の改正概要

本計画は、国の示す基本指針に即して定めるものであり、第2期計画に当たっては、主に下記の項目が改正される予定となっています。

<国において、基本指針の改正が予定されている主な項目（概要）>

（１）「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。
- ・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。

（２）児童福祉法の改正等を踏まえた児童虐待防止対策の見直しに伴う追記

- ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
- ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進等を図ること。

（３）その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。
- ・児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。
- ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。
- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項に追加すること。

（４）幼児教育・保育の無償化の実施に伴う追記

- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。
- ・都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。

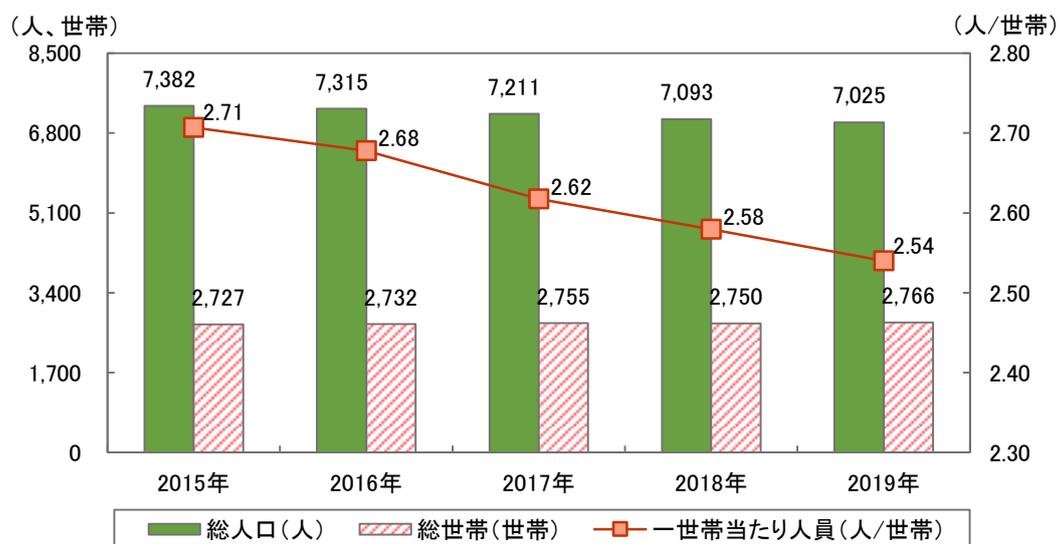
※「（４）幼児教育・保育の無償化の実施に伴う追記」については、2019年10月1日に改正済。その他の項目については、2020年4月1日に改正予定。
出典：「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について（概要）」（令和元年9月27日子ども・子育て会議（第45回）参考資料3）を基に加工

2. 睦沢町の現状

(1) 人口・世帯の状況

- 本町の総人口は減少傾向にあり、2019年3月末現在、7,025人となっています。
- 世帯数は微増傾向にあり、一世帯当たり人員は減少傾向です。

図 1 総人口と総世帯数の推移



		(人、世帯、人/世帯)				
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
人口	総数	7,382	7,315	7,211	7,093	7,025
	男性	3,564	3,513	3,468	3,432	3,416
	女性	3,818	3,802	3,743	3,661	3,609
世帯数		2,727	2,732	2,755	2,750	2,766
一世帯当たり人員		2.71	2.68	2.62	2.58	2.54

※各年3月末

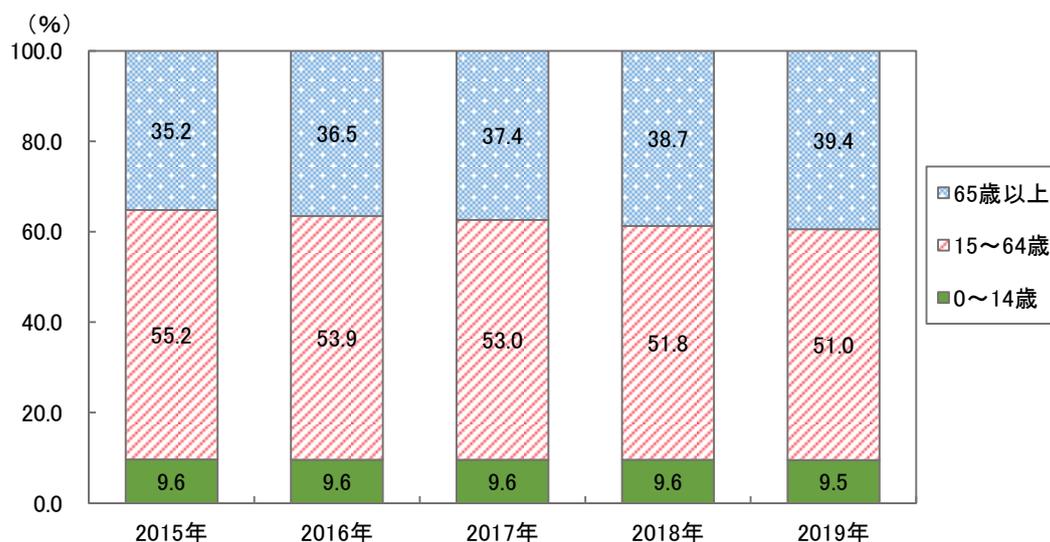
※住民基本台帳に基づく人口

出典：千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年)より作成

(2) 年齢3区分別人口の推移

- 年齢3区分（年少人口・生産年齢人口・老年人口）別の人口構成は、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少、老年人口（65歳以上）の割合が増加しており、老年人口は2019年には40%近くになっています。年少人口（0～14歳）は9%台で横ばいとなっています。
- 人口を見ると、年少人口も生産年齢人口と同様に減少傾向にあります。

図 2 年齢3区分別人口割合及び人口の推移



(人)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
0～14歳	710	700	693	678	668
15～64歳	4,073	3,944	3,823	3,671	3,586
65歳以上	2,599	2,671	2,695	2,744	2,771

※各年3月末

※四捨五入の関係上、内訳の合計が100%にならない場合がある

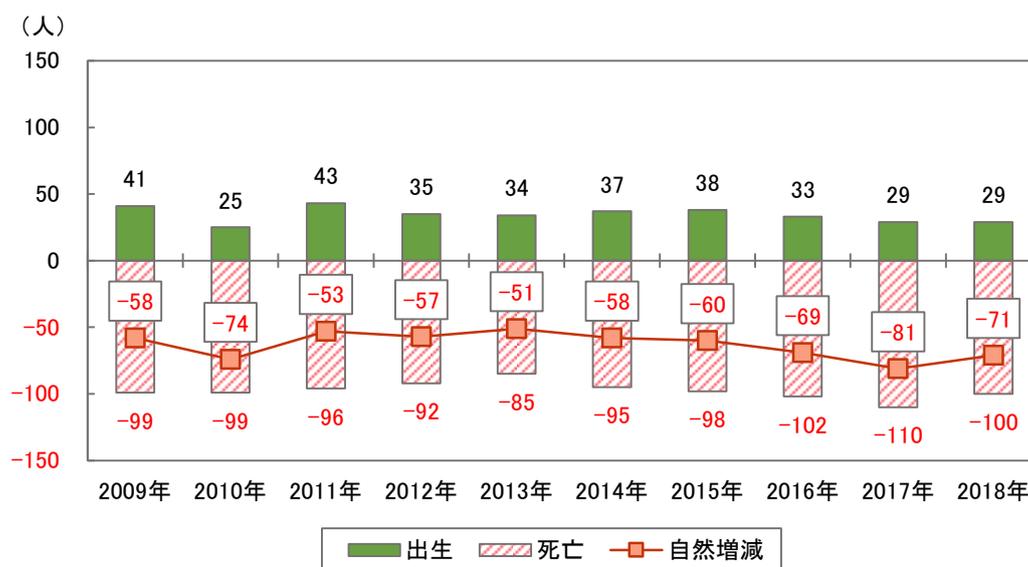
※住民基本台帳に基づく人口

出典：千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」（各年）より作成

(3) 人口動態

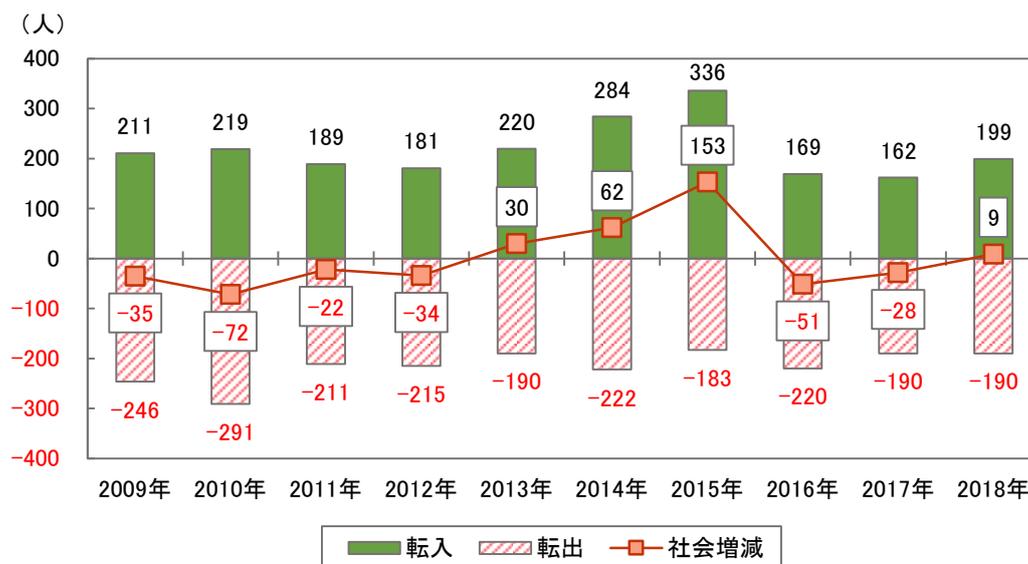
- 自然動態を見ると、出生数は近年30人前後で推移しています。出生数より死亡数が多く、自然減が続いています。
- 一方、社会動態では、定住促進施策などの効果もあり、2013年から2015年にかけて社会増となりました。その後は、再び社会減となっていました。2018年には9人の社会増となっています。

図 3 自然動態の推移



※各年12月末
出典：千葉県「千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）」（各年）より作成

図 4 社会動態の推移

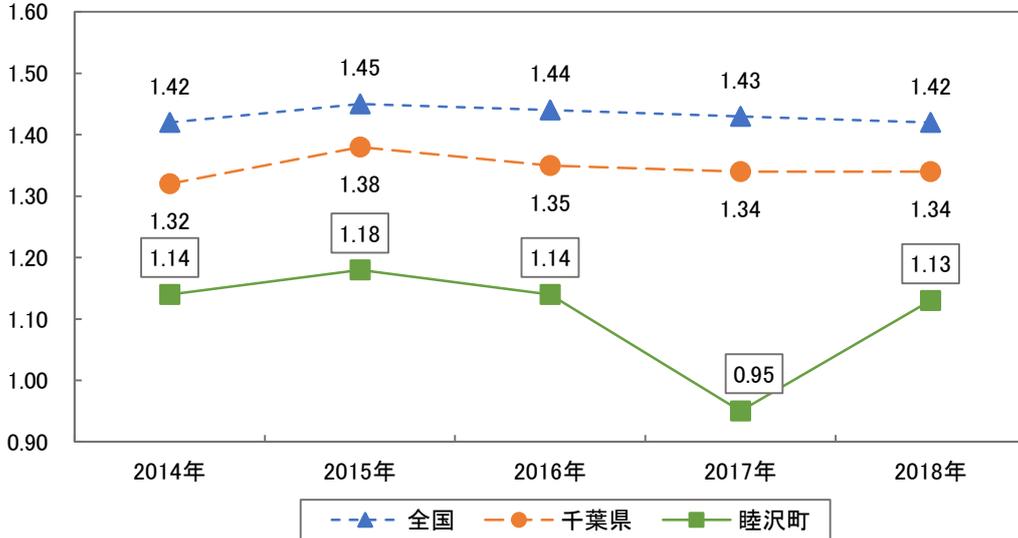


※各年12月末
出典：千葉県「千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）」（各年）より作成

(4) 合計特殊出生率の推移

- 本町の合計特殊出生率は国、県を下回って推移しています。2017年には1.0を下回っていますが、2018年には1.13まで回復しています。

図 5 合計特殊出生率の推移

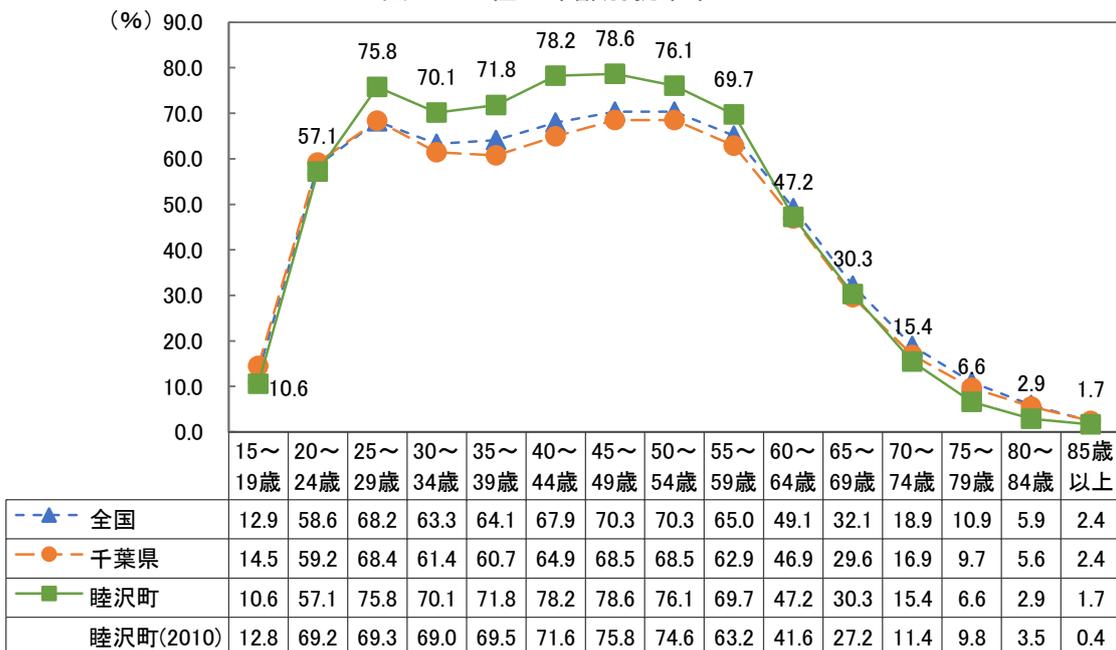


※全国及び千葉県数値については、厚生労働省「人口動態統計」に基づく
 出典：千葉県「表 1 合計特殊出生率の推移 全国・千葉県」及び「表 2 合計特殊出生率の推移 市町村別」より作成

(5) 女性の就業率

- 本町の女性の就業率は、20歳代後半から50歳代にかけて国、県を上回る高い数値となっています。また、出産適齢期と考えられる20～30歳代の就業率も高く、仕事と家庭の両立施策が特に求められるといえます。
- 平成22（2010）年国勢調査の結果と比較すると、20歳代後半から70歳代前半の就業率が高くなっており、女性の就業が増加していることが伺えます。

図 6 女性の年齢別就業率

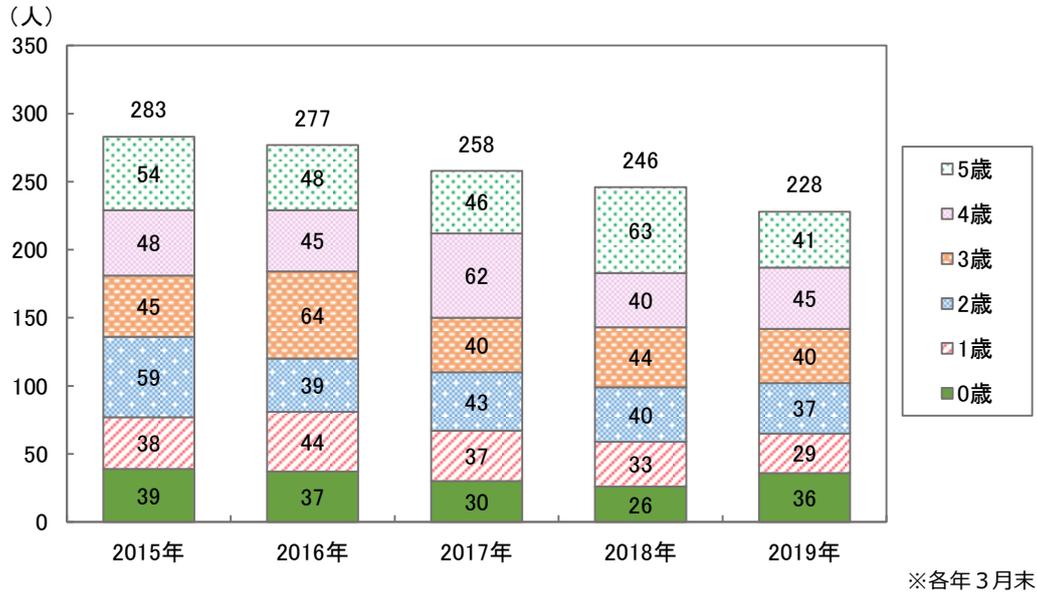


出典：総務省「平成22年 国勢調査結果」及び「平成27年 国勢調査結果」より作成

(6) 児童数の推移

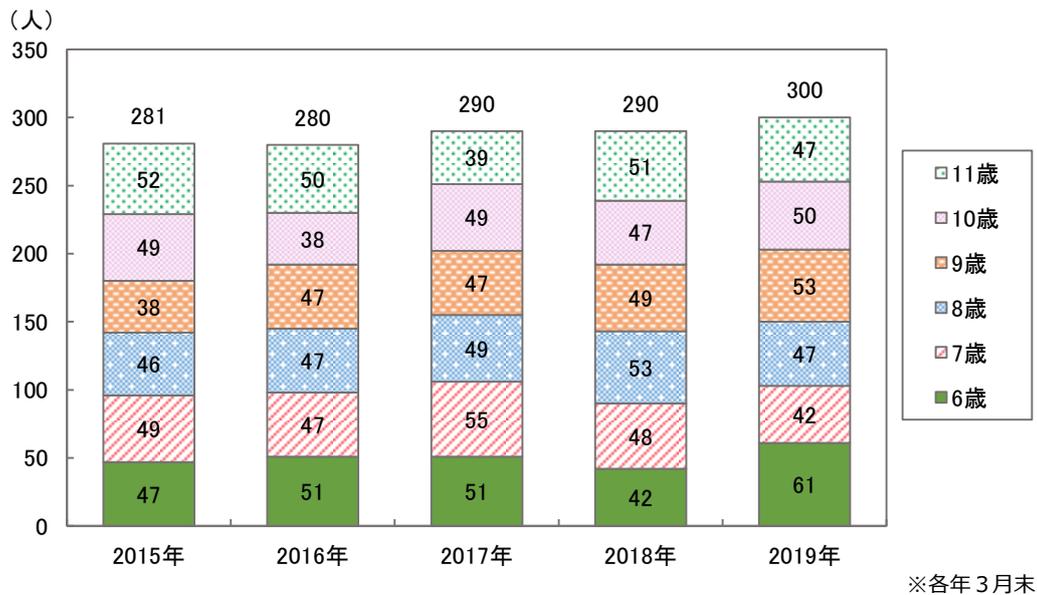
- 0～5歳の児童数は近年は減少しており、2019年には228人となっています。

図 7 児童数の推移(0～5歳児)



- 6～11歳の児童数は近年は微増しており、2019年には300人となっています。

図 8 児童数の推移(6～11歳児)



3. 子育て支援サービスの提供・利用の動向

(1) 睦沢こども園の状況

- 睦沢こども園の総入所児童数は、2017年まで増加していましたが、その後は減少しています。
- 定員数に対する入所率は、2017年まで80%程度で推移していましたが、その後は減少しています。

図 9 睦沢こども園の年齢別入所児童数の推移

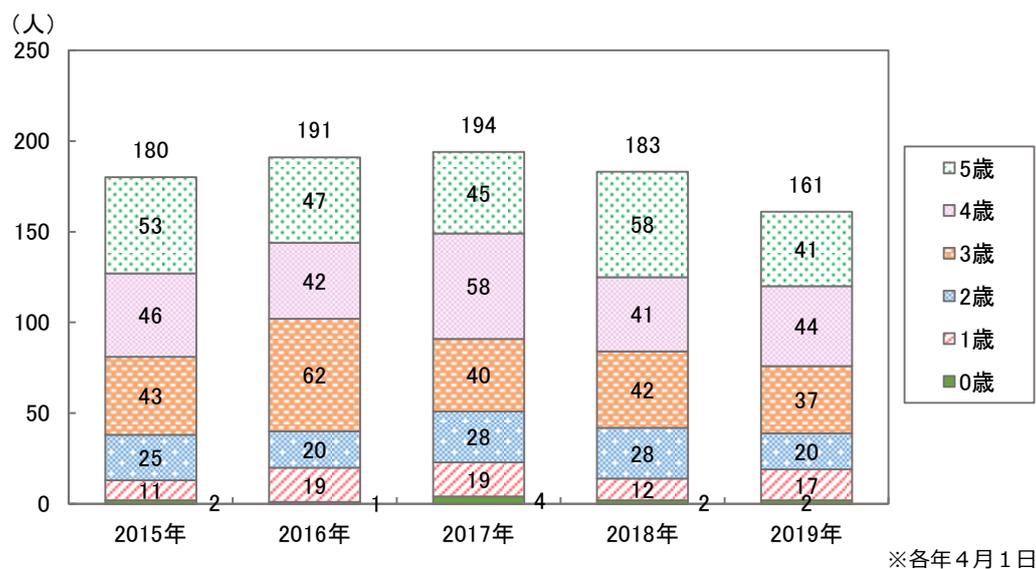
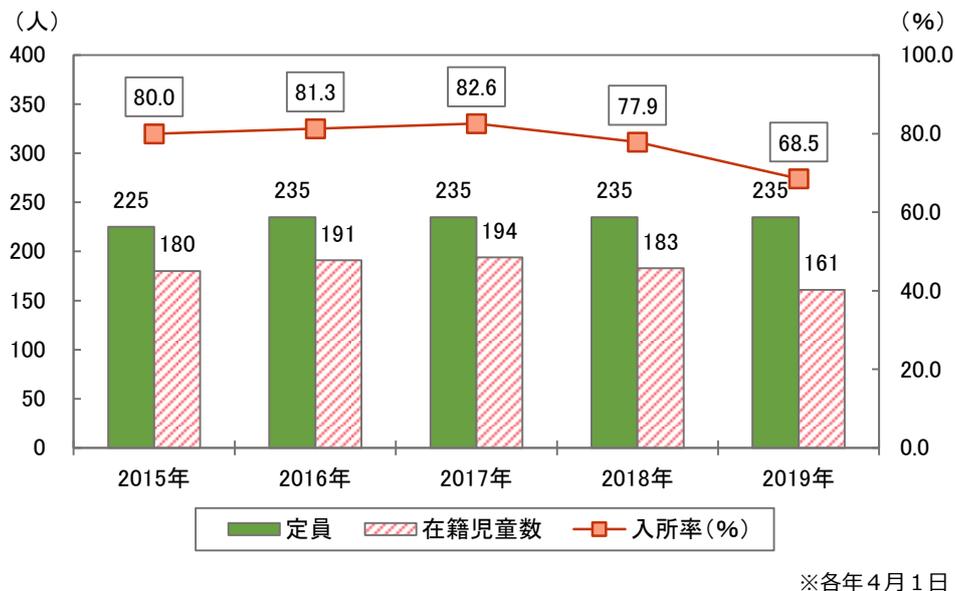


図 10 睦沢こども園の定員数と入所率の推移



(2) 教育・保育サービスの提供状況

- 睦沢こども園において、教育・保育サービスを提供しています。
- 見込みを上回る利用状況もありますが、十分な教育・保育サービスの提供体制を確保しています。

図 11 教育・保育サービスの提供状況

(人)

		2015年度					2016年度						
		1号	2号		3号		合計	1号	2号		3号		合計
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)		69	74	14	47	204	66	85	15	46	212		
②実績	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	69	74	14	47	204	66	85	15	46	212		
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	69	74	14	47	204	66	85	15	46	212		
② - ①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

		2017年度					2018年度						
		1号	2号		3号		合計	1号	2号		3号		合計
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)		63	80	8	51	202	49	93	11	47	200		
②実績	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	63	77	9	50	199	59	84	11	46	200		
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	63	77	9	50	199	59	84	11	46	200		
② - ①		0	-3	1	-1	-3	10	-9	0	-1	0		

		2019年度					
		1号	2号		3号		合計
			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)		57	86	8	50	201	
②実績	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	31	93	9	37	170	
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	小計	31	93	9	37	170	
② - ①		-26	7	1	-13	-31	

※2019年度については、2019年11月までの実績

(3) 時間外保育事業

- 時間外保育事業に準ずる事業として、睦沢こども園の開園時間において、認定時間を超える時間外保育を実施しています。
- 一か月当たり平均利用者数は60~80人程度となっています。

図 12 時間外保育事業の利用者数の推移

(人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①量の見込み	65	67	67	68	66
②実績	63	70	78	84	69

※月当たり平均延べ人数

※2019年度については、2019年11月までの実績を基に算出

(4) 放課後児童クラブ

- 放課後児童クラブは、2018年4月より睦沢小学校の敷地内に移転し、環境整備を図っています。
- 入所児童数は、変動があるものの40～60人程度となっています。

図 13 放課後児童クラブの学年別入所児童数の推移

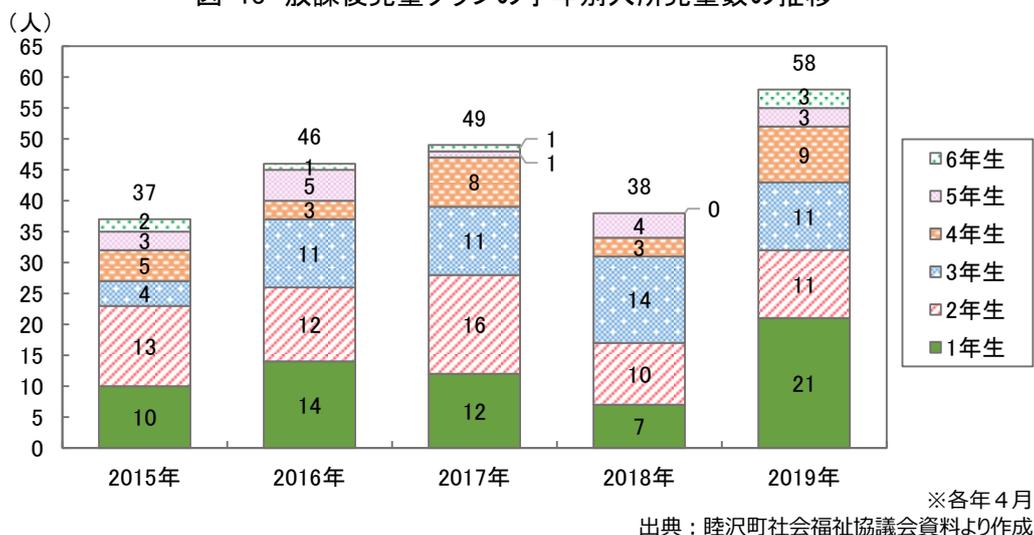


図 14 放課後児童クラブの総入所児童数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①量の見込み	50	60	70	80	80
②実績	37	46	49	38	58

※各年4月
出典：睦沢町社会福祉協議会資料より作成

(5) 放課後子供教室

- 放課後子供教室に準ずる事業として、土曜日の午前中に「むつざわアフタースクール」を実施しており、利用者数は30人程度となっています。

図 15 むつざわアフタースクールの利用者数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①量の見込み	35	40	50	50	50
②実績	23	25	30	29	32

※各年3月末
※2019年度については、2019年11月末の実績

(6) 地域子育て支援拠点事業

- 地域子育て支援拠点事業に準ずる事業として、睦沢こども園において子育て支援事業を実施しています。
- 実施内容は、わくわく広場、園庭開放、おはなしの広場、ベビーマッサージ、子育て支援室の開放、座談会となっています。

図 16 子育て支援事業の利用者数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
実績	-	330	338	356	259

※年間延べ人数
※2019年度については、2019年11月までの延べ人数

(7) 一時預かり事業

- 睦沢こども園において、一時預かり事業を実施しています。
- 第1期当初の見込みよりも利用者数が多くなっています。

図 17 一時預かり事業の利用者数の推移

(人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①量の見込み	84	88	88	89	87
②実績	372	240	289	422	160

※年間延べ人数

※2019年度については、2019年11月までの延べ人数

(8) 妊婦健康診査

- 以下の通り、事業を実施しています。

健診回数：14回

実施場所：契約医療機関

※基本的な健康診査（診察、計測、血圧、尿検査）、血液検査、超音波検査、貧血検査などを個別に実施

- 14回の検診費用の助成に加え、さらに診察・指導料などでの自己負担への助成も行っていますが、量の見込みを下回る実施状況となっています。

図 18 妊婦健康診査の受診者数の推移

(件)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①量の見込み	630	630	630	630	630
②実績	385	358	297	434	287

※年間延べ件数

※2019年度については、2019年11月までの延べ件数

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

- 以下の通り、事業を実施しています。

実施機関：睦沢町

実施体制：町職員（保健師など）

- 訪問率は、2016、2017年度に100%となっています。

図 19 乳児家庭全戸訪問事業による訪問者数及び訪問率の推移

(人、%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①量の見込み					
訪問数 (0歳児推計人口)	45	45	45	45	45
訪問率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
②実績					
対象数	43	37	29	37	22
訪問数	41	37	29	32	18
訪問率	95.3	100.0	100.0	86.5	81.8

※2019年度については、2019年11月までの実績

(10) その他の健康診査

- 乳児健診の延べ受診者数は、70～90人程度となっています。
- 1歳6か月児や3歳児健診の受診率は、90%前後となっています。

図 20 乳児健診の受診者数の推移

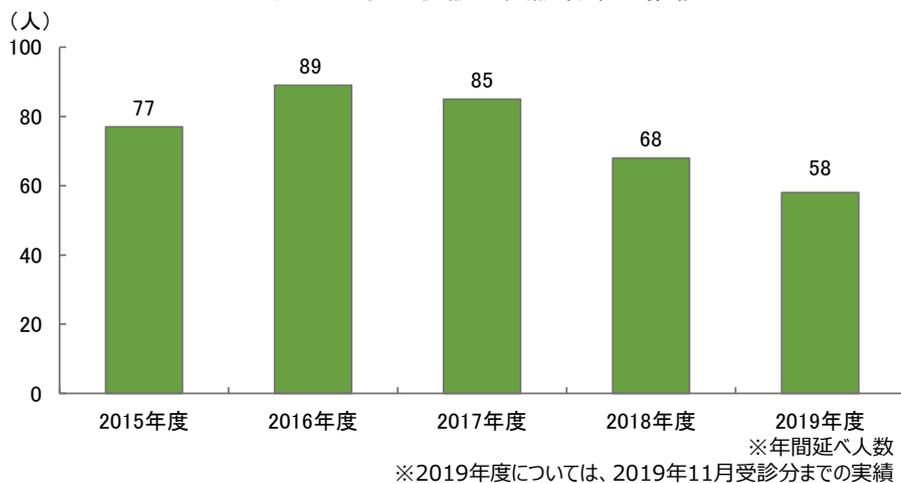


図 21 1歳6か月児健診の受診者数及び受診率の推移

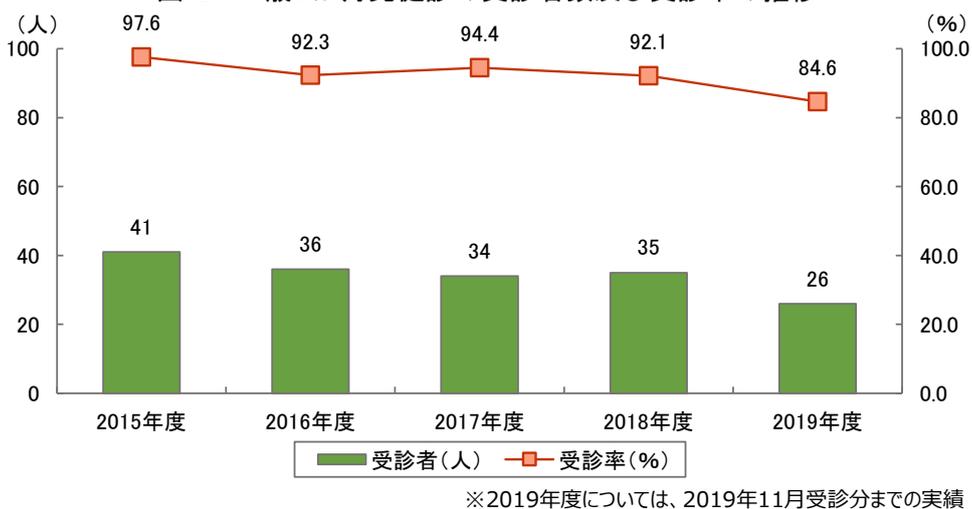
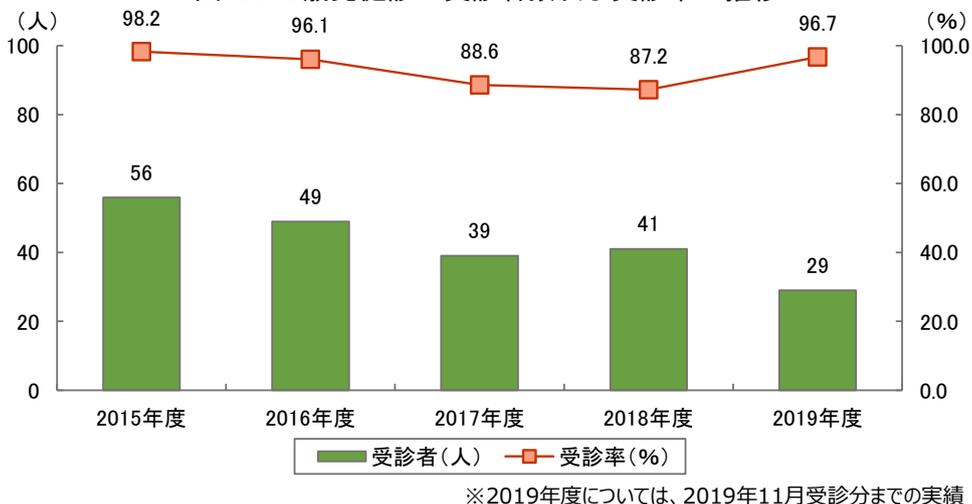


図 22 3歳児健診の受診者数及び受診率の推移



4. 町民のニーズ

(1) 睦沢町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

① 調査概要

- 2018年12月1日現在で住民基本台帳に掲載された未就学児と小学生を抽出し、その保護者に実施。

	配布数	有効回収数	回収率
未就学児童調査	204票	126票	61.8%
小学生調査	219票	122票	55.7%

※前回調査（2013年12月実施）では、未就学児童調査のみを実施

② 調査結果概要【未就学児】

<母親の就労について>

- 「就労している」の合計は76.6%と、前回調査の63.9%から増加。特に、「就労している（フルタイム）」及び「就労している（フルタイムだが産休・育休・介護休業中）」が増加。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「これまでに就労したことがない」は減少。
- パート・アルバイトなどで就労している母親のうち「フルタイムへの転換希望がある」母親は合計39.0%だが、「希望があるが実現できる見込みはない」とする母親が24.4%。
- 現在就労していない母親の「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が大きく減少。一方、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が増加。

<平日に定期的に利用している、利用したい教育・保育サービス>

- 利用しているサービスは、「睦沢こども園の2・3号認定」が48.2%で最多、同園1号認定と合わせると70.5%。前回調査からは「どこにも預けていない」が減少。
- 利用したいサービスも、睦沢こども園が70.5%と突出。一方、「どこにも預けていない」は1%未満と前回調査の15.7%から減少しており、代わってファミリー・サポート・センターなどの利用のニーズが少しずつ表れている。

<子どもが病気・ケガで学校を休んだ際の病児・病後児保育施設の利用意向>

- 子どもが病気・ケガで普段利用している教育・保育事業が利用できず親が休んだ際の、病児・病後児保育施設の利用意向は、「できれば預けたいと思った」は42.6%。

<保育所、こども園、幼稚園などに望むこと（子育て環境）>

- 「友だちとのびのびと遊ぶこと」が54.8%で最多、次いで「集団で行動できるようになること」。前回調査からは、「集団で行動できるようになること」が減少。

<今後、子育てについての相談相手・相談場所として希望すること>

- 「同じような年齢の子どもをもつ親同士の相談・情報交換の機会」が43.7%、「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」が42.1%と高い。一方、「子育て経験者による体験に基づいた子育ての相談機会」は9.5%、「家庭訪問して行う相談」などの希望は7.9%と低い。前回調査からは、「相談相手・相談場所の必要はない」が増加。

<「子どもへの虐待」をしてしまった時にあれば良かったもの>

- 「育児に疲れたときにリフレッシュできる場所や人などのしくみがあること」が72.7%と高い。前回調査からは、「家族（特に配偶者）が子育てにかかわること」、「職業訓練の場（セミナーなど）があること」が増加。

<睦沢町の子育て環境>

- 子育てしやすい環境であると感じている割合は68.3%と前々回調査から増加傾向。

<子育てしやすいまちづくりのために重要なこと>

- 「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」が62.7%と最多、次いで「小児医療体制の充実」。前回調査からは、これら2項目の順位が逆転している。

○主な自由意見

- 予防接種への助成、小児医療体制の充実、子どもが遊びに集まる場や親がコミュニケーションを取れる場の充実、などについてご意見をいただいた。

③ 調査結果概要【小学生】

<母親の就労について>

- 「就労している」の合計は82.4%。
- 未就学児調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が高く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は低い。

<放課後児童クラブ（学童保育）に対する満足度>

- 「自宅からの距離」や「屋外施設」、「屋内施設」、「放課後児童支援員・職員数」、「おやつ」などは「満足」が比較的多い。一方、「利用料」や「宿題などの学習指導」、「開所時間」、「病気やケガなど緊急時の対応」などは「不満」が比較的多い。

<放課後や土曜日・日曜日に利用したい子ども向け事業・サービス>

- 「勉強」、「スポーツ」の割合が60%台後半と高い。曜日別で見ると、「勉強」は放課後の利用希望が高く、その他の事業・サービスは土曜日・日曜日の利用希望が高い。

<放課後児童クラブ以外の、小学生への町実施事業・サービスの利用有無・利用希望>

- 「利用している」は全事業で13.9%だが、「利用していないが、利用したい」が41.8%。
- むつざわアフタースクールを利用しない理由「その他」の主な内訳は、「子どもが低学年だから／低学年から対象にしてほしい」、「その時間は習い事がある／時間が合わない」など。
- スポーツ塾を利用しない理由「その他」の主な内訳は、「本人がやりたがらない」、「他のスポーツクラブに入っている」、「その時間は習い事がある」、「時間が遅い」など。

<子どもが病気・ケガで学校を休んだ際の施設等の利用意向>

- 子どもが病気・ケガで学校を休まなければならず親が休んだ際の、施設等の利用意向は、「できれば施設等に預けたいと思った」は17.0%。

<今後、子育てについての相談相手・相談場所として希望すること>

- 「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」、「専門的な相談機会」の割合は30%台後半と高い。一方、「家庭訪問して行う相談」の希望は4.9%と低い。

<「子どもへの虐待」をしてしまった時にあれば良かったもの>

- 「育児に疲れたときにリフレッシュできる場所や人などのしくみがあること」が54.5%と高い。

<子育てしやすいまちづくりのために重要なこと>

- 「小児医療体制の充実」、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」の割合が高い。また、未就学児調査と比較すると、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」の割合が高い。

○主な自由意見

- 小児医療体制の充実、子どもが遊びに集まる場の充実、教育の質・学校施設の充実、放課後の諸活動の送迎支援、などについてご意見をいただいた。

(2) 総合戦略町民意識調査

① 調査概要

- 2019年4月1日現在で住民基本台帳に掲載された15歳以上の全町民を対象に実施。

配布数	有効回収数	回収率
6,305票	2,059票	32.7%

② 調査結果概要（子ども・子育て支援に関連することを抜粋）

<「子どもの教育環境」、「出産、子育ての環境」に関する満足度について>

- 「子どもの教育環境」の満足度については、家庭に高校生以下の子どもがいる回答者における「満足」と「やや満足」の合計は56.3%。
- 「出産、子育ての環境」の満足度については、家庭に高校生以下の子どもがいる回答者における「満足」と「やや満足」の合計は57.4%。

<居住継続意向について>

- 家庭に高校生以下の子どもがいる回答者における「住み続けたい」と「どちらかという住み続けたい」の合計は74.2%。
- 年齢別に「住み続けたい」、「どちらかという住み続けたい」の合計を見ると、10代では57.1%、20代では54.7%。30代より上は70%台となっており、若年層の居住継続意向が低くなっている。

<陸沢町に住み続けたい理由について>

- 家庭に高校生以下の子どもがいる回答者における主な理由は、「自然環境がよい」が50.6%と最も高く、「まちや地域に愛着がある」(45.3%)、「親や親族と住まいが近い」(29.4%)の順に続いており、「子育て環境がよい」(5.5%)、「教育環境がよい」(1.5%)を挙げる割合は低くなっている。

<子ども（未就学児、小中学生）と遊ぶ主な行き先について>

- 「千葉県内の他の市町村」が陸沢町内を大きく上回る。

<陸沢町で成長していく子どもたちが学ぶ環境をさらに充実させるための取り組みについて>

- 「様々な人と交流しながら学ぶ機会の充実」が、56.9%と最も高く、「地域の自然等と触れ合いながら学ぶ機会の充実」が37.1%で続く。

(3) まちぐるみ子育てワークショップ

① 実施概要

- 町内の親子や本町での子育てに関心のある人を対象に実施。

日時	参加者数	内容
2019年 12月15日（日） 13時～15時	親子：16組48名 （親：16名、子ども：32名）	第1部：苔テラリウムづくり体験 第2部：まちぐるみ子育てワークショップ

② 意見概要

<保育・子育て支援サービスについて>

- 休日に子どもを預けられる場、病児・病後児保育、産後ケアサービスなどの充実
- インフルエンザの予防接種、多胎児の妊婦への支援
- 無償化対象の拡充
- 健診などの実施方法、周知方法の改善
- 困ったときに相談できる窓口の周知

<子どもの遊び場について>

- 公園の充実や、雨の日でも遊べる場の充実
- 気軽に利用できるような工夫
- 子ども会への参加の機会の充実（地域横断の子ども会など）

<子どもの学びについて>

- 園小中一貫教育ならではの教育内容の充実（園小中学校及び関係機関の情報共有など）
- 子ども園や学校での教育内容の充実
- 習い事の充実（種類、回数など）

<その他>

地域活動のあり方／働く環境／地域の賑わいや生活利便性／安全・安心／交通環境 などへの意見



5. 第1期計画の主な成果

第1期期間中は、以下の4つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援事業を推進し、主に以下のような成果が得られました。

<基本目標1：地域全体で子育てを支援します>

- 放課後児童クラブの環境を整備し、定員を増やして児童数の増加に対応することができました。【福祉課福祉介護班】
- 医療費助成の拡充（0歳～高校生、未熟児療育助成）により、子育て家庭の負担を軽減しました。【健康保険課健康保険班】
- 検査、健診費助成の充実（新生児聴覚検査、妊婦健診費の上乗せ助成引き上げ）により、子育て家庭の負担を軽減しました。【健康保険課健康保険班】
- 就学援助制度の充実（援助費の種類拡充、新入学学用品費の前倒し支給）により、子育て家庭の負担を軽減しました。【教育課学校教育班】

<基本目標2：安心して産み育てられる環境をつくります>

- こども園では、2017年度より新たに子育て座談会を年に2回開催し、孤立感の解消や保護者同士の交流の場として提供することができました。【教育課こども園】
- 歯科保健の充実（こども園年長児フッ化物洗口導入、小学校全児童への拡充）により、子どもの健康維持を支援しました。【健康保険課健康保険班・教育課学校教育班、こども園】
- 育児支援と虐待防止のためのオレンジプログラムを新たに実施しました。【健康保険課健康保険班】

<基本目標3：健やかな成長に向けた子育て環境をつくります>

- むつざわアフタースクール及び学習支援事業を通して、小中学生ともに基礎学力への支援ができました。【教育課生涯学習班】
- 学校支援ボランティアの活用により地域と学校、児童のつながりができつつあります。【教育課生涯学習班】
- 小中学校の普通教室にエアコンを導入し、学習環境を整備しました。【教育課学校教育班】

<基本目標4：子育て家庭が暮らしやすいまちづくりを進めます>

- 子育て家庭の移住の促進につながり、転入者数の拡大が図られました。（公営住宅（地域優良賃貸住宅）の整備及び住宅用地の確保の推進、若者定住促進事業（住宅家賃補助）、住宅取得奨励金の支給、（土地取得補助金）、空き家・空き地事務事業（空き家・空き地バンク制度、空き家バンク登録促進奨励金、空き家利用促進事業補助金））【まちづくり課事業管理班】
- 道路の整備や維持管理に努め、交通弱者の安全が確保され、快適な道路環境が図られました。（地域道路の整備、交通安全施設の整備）【まちづくり課事業管理班】
- 町内外問わず、多くの人々が利用できる防災広場や情報発信施設、多世代が交流できる「つどいのハコ」の整備が完了しました。（むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業）【まちづくり課政策班】
- 親子が一緒に参加できるイベントを開催し、学校では体験することができない社会教育を実施し、感受性豊かな子どもの成育につながりました。（むつざわふるさと応援隊）【まちづくり課政策班】
- 町内外の子どもが参加できる教室や新しいスポーツ体験の場を提供することで、子どもたちの交流の広がりや身体の成長につながりました。（総合運動公園指定管理者）【まちづくり課政策班】

6. 第2期計画における子ども・子育て支援推進の主なポイント

(1) 町民の生活スタイルの多様化にあわせた子ども・子育て支援の充実

本町では、女性の就業率が非常に高く、ニーズ調査でも子を持つ母親の就労意向が高まっています。

また、ファミリー・サポート・センターなど、新たなサービスへの利用ニーズなども少しずつ表れています。子育て家庭などの移住・定住促進を進める中で、他地域から移り住む世帯も見られ、また、国際化の進展などにより、今後外国籍の子どもや親が本町で暮らす可能性もあるなど、町民の生活スタイルも多様化することが見込まれます。

町の活力を維持していくためには、引き続き町内の子育て家庭の定住促進と町外からの子育て家庭の移住促進が必要であり、「睦沢町で暮らしたい・住み続けたい」と思ってもらえるような子育て家庭に選ばれるまちとしていく必要があります。

そうした中では、幼児教育・保育の量を確保することはもちろん、多様なニーズに対応するきめ細かな支援の充実が求められます。

(2) 継続課題である子どもの遊び場・子育てに関する相談の場の確保

本町は、自然豊かな環境に恵まれており、のびのび子育てをするには適した環境にあるといえ、ニーズ調査では子育て環境への満足度も増加傾向にあります。

しかし、一方で、ニーズ調査によると、「子育てしやすいまちづくりのために重要なこと」として「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」を求める声が多く、その割合は増加傾向にあります。

また、社会環境が急速に変化する現代においては、子育てにおける悩みや問題も多様化しており、「同じような年齢の子どもをもつ親同士の相談・情報交換の機会」、「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」を望む声も多く、相談機会の確保は、子どもや親が心身ともに健やかに暮らすために非常に重要となります。

そうした中では、子どもや子育て家庭が集い交流できる場の確保及び子育ての悩みに包括的に対応する相談体制の整備が求められます。

(3) 未来を担う人材を育てる魅力ある教育環境の充実

本町は、園小中一貫教育の推進や、学校運営協議会制度の導入などを通して、質の高い教育の充実に取り組み、小学校においてはコミュニティ・スクールとして、地域との連携も深まりつつあり、また、学力においても2019年全国学力・学習状況調査の結果は改善傾向にあります。

一方で、子どもを取り巻く環境においては、スマートフォンなどの普及に伴い身体への影響や、生活体験の不足、学習面への影響など、子どもたちの健全な成長を妨げる様々な要因があります。

このように、社会環境が急速に変化する中では、自ら判断し、主体的に行動し、新たな価値を生み出していく「人間力」、「社会力」を育む教育の果たす役割がますます重要になっています。

国でも、教育再生を重要な課題として、子どもたちの生きる力を育てるための学習指導要領の改訂、また、人生100年時代の到来に向けた人づくり改革など、教育の充実に取り組んでいます。

本町でも、未来の町を担う本町で育つ子どもたちが、地域に誇りと愛着を持ち、豊かな人生を築くためにも、教育環境の充実は、非常に重要となります。

そうした中では、学校教育はもちろん、地域の中での魅力ある教育環境の充実が求められます。

● 子ども・子育て支援事業の展開

1. 計画の基本的方向

1. 基本理念

子ども親も健幸で 地域の中で子どもがのびのびと育つまち むつざわ

第1期計画では、「のびのび子育て 健幸な子どもが育つまち むつざわ」を基本理念に掲げ、子育てについての第一義的責任は保護者にあるという基本的考え方に基つきながら、家庭や地域、行政などが一体となって子育てについて理解を深め、支援していく体制づくりに取り組んできました。

第2期計画では、第1期の基本理念をもとに、子どもはもとより保護者を含めた子育てにかかわるすべての人が健幸で、豊かな人間関係の中で、子どもたちがのびのび育つまちを目指します。

2. 基本目標と施策体系

基本目標	施策	法定事業
1 安心して産み育てられる環境づくり 母子の健康、権利擁護などの子ども・子育て支援の基礎となる施策群	①子どもや母親の健康の確保	・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業
	②小児医療の充実	
	③食育の推進	
	④思春期保健対策の充実	
	⑤児童虐待防止対策の充実	・要保護児童対策地域協議会等の充実
	⑥児童の健全育成	
	⑦ひとり親家庭の自立支援の推進	
	⑧特別な支援を必要とする子ども・家庭への支援の充実	
2 子育て家庭が暮らしやすい環境づくり 子育てを総合的に支援する施策群	①幼児教育・保育サービスの確保	・幼児教育・保育サービス ・(時間外保育事業) ・一時預かり事業
	②保育・教育に関する経済的支援の充実	・実費徴収に係る補足給付事業 ・(病児・病後児保育利用に対する助成)
	③子育てに関する相談機会の充実	・(こども園における子育て支援事業) ・利用者支援事業
	④仕事と子育ての両立のための普及啓発	
	⑤子育て支援のネットワークづくり	
	⑥子どもの居場所づくり	・放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ・放課後子供教室〕
3 子どもの健やかな成長を支える魅力ある教育環境づくり 教育振興基本計画と連動する施策群	①園小中一貫教育カリキュラムの実施と確かな学力・自立する力の育成	
	②郷土を愛し、豊かな心と健やかな体の育成	
	③多様なニーズに対応した教育の推進	
	④質の高い学校教育を推進するための環境の充実	
	⑤家庭・地域教育力の向上	
	⑥生涯学習活動の支援と芸術・文化、運動・スポーツの推進	

※法定事業とは、子ども・子育て支援法において規定された幼児教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を指しています。
なお、丸括弧付きで記載した事業は、法定事業に準ずる形で実施している事業です。

11. 幼児教育・保育、地域子育て支援の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村が地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域です。

市町村は、その区域ごとに教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対する提供体制の確保内容と実施時期を子ども・子育て支援事業計画において定めるものとされています。

本町では、町全域を1区域とし、町域全体の需要量（量の見込み）と、これに対する供給量と確保方策を定めます。

2. 量の見込みの算定の考え方と認定区分

（1）量の見込みの算定の考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」、関連する事務連絡などを踏まえるとともに、本町の現状に即し、量の見込みの算出を行います。

なお、児童数の推計やニーズ調査結果、本町の各種サービスの現状値を踏まえるとともに、地域優良賃貸住宅への移住実績も参考に、算出しています。

（2）認定区分

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた3つの区分認定に応じて施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育など）の利用先が決まります。

認定区分	対象	利用先
1号認定	教育標準時間認定 子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定 子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定 子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園、 地域型保育

※「保育の必要な事由」

就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅の労働など、基本的にすべての労働を含む）

妊娠・出産

保護者の疾病、障害

同居又は長期入院等している親族の介護・看護

災害復旧

求職活動（起業準備を含む）

就学（職業訓練校等における職業訓練含む）

虐待やDVのおそれがあること

育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

3. 量の見込みと確保方策

(1) 幼児教育・保育サービス

- 睦沢こども園 1 園において、教育・保育サービスを提供します。
- 計画期間内では、1 号から 3 号認定まで、サービス提供量は充足する見込みです。

(人)

	2020年度					2021年度						
	1号	2号		3号		合計	1号	2号		3号		合計
		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)	35	10	86	10	43	184	33	9	80	8	46	176
②確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	50	125	10	50	235	50	125	10	50	235	
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	50	125	10	50	235	50	125	10	50	235	
② - ①	15	29	0	7	51	17	36	2	4	59		

	2022年度					2023年度						
	1号	2号		3号		合計	1号	2号		3号		合計
		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳			教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)	34	9	83	8	41	175	35	10	86	8	38	177
②確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	50	125	10	50	235	50	125	10	50	235	
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	50	125	10	50	235	50	125	10	50	235	
② - ①	16	33	2	9	60	15	29	2	12	58		

	2024年度					
	1号	2号		3号		合計
		教育 ニーズ	保育 ニーズ	0歳	1~2歳	
①量の見込み (現在の利用状況+利用希望)	35	10	86	8	36	175
②確保 方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・利用希望)	50	125	10	50	235
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	小計	50	125	10	50	235
② - ①	15	29	2	14	60	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 時間外保育事業

- 時間外保育事業に準ずる事業として、睦沢こども園の開園時間において、認定時間を超える時間外保育を実施します。
- 計画期間内では、サービス提供量は充足する見込みです。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	34	32	32	31	31
②確保方策	34	32	32	31	31

(人)
※月当たり平均延べ人数

② 放課後児童健全育成事業

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、連携しながら睦沢小学校敷地内で実施しています。
- 放課後児童クラブについては、計画期間内では、サービス提供量は充足する見込みです。
- 放課後子供教室については、2019年度から試験的に実施しており、計画期間内にサービス提供量の充足を目指します。

【放課後児童クラブ】

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	60	59	55	54	52
1年生	15	15	13	13	12
2年生	14	14	13	12	11
3年生	10	11	9	9	8
4年生	12	12	12	12	12
5年生	6	6	6	6	6
6年生	2	2	2	2	2
②確保方策	94	94	94	94	94

【放課後子供教室】

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	46	45	43	42	41
②確保方策	25	29	33	37	41

※夏休み期間の一時利用の量の見込みは以下の通り。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	38	38	35	34	33

③ 地域子育て支援拠点事業

- 地域子育て支援拠点事業に準ずる事業として、睦沢こども園において子育て支援事業（わくわく広場、園庭開放、おはなしの広場、ベビーマッサージ、子育て支援室の開放、子育て座談会）を実施しています。

④ 一時預かり事業

- 睦沢こども園1園において、一時預かり事業を実施します。
- 計画期間内では、サービス提供量は充足する見込みです。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	300	290	290	280	280
②確保方策	300	290	290	280	280

(人)
※年間延べ人数

⑤ 病児保育事業

- 病児保育事業に準ずる事業として、小学校6年生までの病児・病後児保育利用に対する助成を実施しています。

※病児・病後児保育利用に対する助成の見込みは以下の通り。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	26	26	25	24	24

(日)
※年間延べ日数

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の可能性について、検討を開始します。

⑦ 利用者支援事業

- 利用者支援事業（基本型・母子保健型）により、専門職を配置し子育て世代包括支援センターを設置するなど、関係機関との連携を図りつつ必要な情報提供や相談など支援の充実を図ります。

【基本型】

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1

(か所)

【母子保健型】

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1

(か所)

⑧ 妊婦健康診査

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	504	490	406	406	378

(件)
※年間延べ件数

②確保方策

健診回数：14回

実施場所：契約医療機関

実施体制：基本的な健康診査（診察、計測、血圧、尿検査）、血液検査、超音波検査、貧血検査などを個別に実施

実施時期：随時

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み					
訪問数 (0歳児推計人口)	36	35	29	29	27
訪問率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(人、%)

②確保方策

- 実施機関：睦沢町

- 実施体制：町職員（保健師など）

III. 施策の展開

1. 基本目標 1：安心して産み育てられる環境づくり

(1) 現況と課題

【まちの現状】

- 保健師や医師などの専門職や、こども園・小中学校、地域の各種団体・人材が連携して、母子の保健や健康維持に関して、切れ目ない支援の実施に努めています。
- 子どもたちが安心して、人権を侵害されることなく健やかに成長できるよう、地域のつながりの強さを生かしながら、地域の中で見守られながら育つ環境づくりに努めています。

【今後の課題】

- 共働き世帯や他地域から移住してくる世帯が増えており、今後国際化の進展により外国とつながる子どもや親が増える可能性などもあり、町に住む子育て家庭の多様化が進む中で、より丁寧で切れ目ない支援の充実が求められます。
- スマートフォンやゲーム機器が子どもたちの生活にありふれたものになるなど、子どもたちを取り巻く環境は変化しており、そうした中でも子どもたちが各種情報などを有効に活用しながら、健全に成長できるよう、生活スタイルの変化などを捉えた対策の実施が求められます。
- 近年、児童虐待やいじめなどの子どもの生きる権利を脅かす事件などが多く報道されており、関係機関の連携など対策の強化が求められます。

(2) 基本的方向性

次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つよう、保健や健康維持に関して、妊娠、出産、育児期、思春期などのステージに応じた切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置し、体制の整備を行います。

また、近年の情報機器の生活への浸透や食生活の変化など、生活スタイルの変化に伴う、子どもの健康維持などに関する新たな課題に対して、情報発信などによる親と子双方への普及啓発を進めます。

さらには、児童虐待などの問題の未然防止と早期発見のための対策や、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する支援など、すべての子どもが人権を尊重され、健やかに成長できるような環境づくりに取り組みます。

(3) 施策

① 子どもや母親の健康の確保

ア 施策の展開方針

○母子保健の充実と、相談体制の充実により、子どもや母親の健康の確保を支援します。

【第2期のポイント】

- 妊娠初期から専門職による電話連絡（プレママコール）などを行い、安心して出産育児ができるように支援を行います。
- 子育てに関する相談窓口として子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目のない支援を行うための体制の整備を図ります。
- ライフサポートファイルの活用により、保護者の子育てへの関心を深め、子どもの成長の記録とともに、必要に応じ関係機関が連携した支援を行います。
- 子どもや母親の生活習慣病予防に向けた指導強化や産後の支援の充実を進めます。
- 子どもの健康確保や情報モラル教育の一環として、スマートフォンなどの情報機器を適切に利用できるよう、子どもや親への普及啓発や、子ども自身が主体的に情報機器の利用について考える場の提供などを行います。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	子育て世代包括支援センター	妊産婦、乳幼児などの実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うとともに、個別に支援プランを策定するなど、妊娠初期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。	福祉課子育て推進班	新規	2020
2	子育てワンストップサービスなどの普及	子育てに関するサービスの検索やオンライン申請が可能となる子育てワンストップサービスの普及などマイナポータルを活用したサービスの利用促進を図ります。	福祉課子育て推進班	新規	2017
3	母子健康手帳などの配布	妊娠、出産、子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を窓口交付します。交付に際しては、母子保健事業の紹介や妊娠中の生活についての助言のほか、妊婦乳幼児健康診査や医療費助成制度などの内容について案内し、利用促進に努めます。	福祉課子育て推進班	継続	—
4	妊婦健康診査の実施	妊娠期の母子の健康が確保されるよう、妊婦健診の受診勧奨を実施するとともに、自己負担に対して助成を行い、健診受診体制の充実に努めます。	福祉課子育て推進班	法定	—
5	プレママコール	妊娠届出があった者を対象に電話連絡を行い、妊娠中の心身の健康状態の把握や健康相談を行います。	福祉課子育て推進班	新規	2019
6	妊産婦健康教室の開催	妊産婦とその家族などを対象に、妊娠・出産の経過を把握しながら、子育て家庭の交流を促進するため、健康教室を実施し、母性・父性の育成を支援します。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続	—
7	母子保健事業の情報提供	母子保健事業の年間計画などを掲載した「母子保健事業のご案内」の配布により、わかりやすい情報提供に努めます。	福祉課子育て推進班	継続	—
8	ライフサポートファイルの配布	新生児期から子どもの成長・発達の記録を管理できるファイルを保護者に配布し、保護者が子どもの成長に関心を持ち、関係機関が継続した支援を行えるよう連携を図ります。	福祉課子育て推進班・福祉課・教育課学校教育班・こども園	新規	2020

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
9	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を2回訪問し、養育環境を把握するとともに、子育ての悩みを傾聴し、育児不安の解消と、子どもの健やかな成長を支援します。また、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが結びつくよう、助言や支援を行います。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	法定	—
10	産後ケア	出産後の育児の不安や母親の心身のケアなど、サポートを必要とする人を対象に、助産師が訪問型の支援を行い、安心して子育てができるよう支援を行います。	福祉課子育て推進班	新規	2020
11	乳幼児訪問指導の充実	育児不安がある親や各種健診、相談後に継続した個別指導が必要な乳幼児に対し定期的に訪問し、状況の把握と適切な助言を行います。また、乳幼児健診の未受診児に対して、保護者などへ健診の必要性を促し、不安や悩みのない子育てに取り組むことができるよう、保健師などによる家庭訪問を行います。こども園に入園している乳幼児に対しては、こども園と連携し状況を把握し、適切な助言を行います。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続	—
12	乳幼児健康相談の実施	3か月～1歳4か月児に、保健師、栄養士、歯科衛生士による健康相談を実施し、3～4か月児にはブックスタートを行います。また、健康相談対象者以外についても、必要に応じて相談に対応し、育児不安の解消に努めます。	福祉課子育て推進班・教育課生涯学習班	継続	—
13	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、3～6か月児、7～8か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳児などを対象とした健康診査と、2歳児を対象とした歯科健診の充実を努めます。また、継続して観察の必要な乳幼児を把握し、適切なフォローを行うとともに、こばの発達相談などを「カンガルーのお部屋」などにつなげます。なお未受診児に対しては、電話・文書・訪問などで受診勧奨します。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続	—
14	予防接種の実施	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童・生徒を対象とした、法律による予防接種を実施します。また、任意の予防接種の拡充を検討していきます。	福祉課子育て推進班	継続	—
15	口腔の健康管理（フッ素塗布、フッ化物洗口）	1歳6か月児・3歳児健康診査、2歳児歯科健診などでフッ素塗布を行います。また、こども園・小学校で実施しているフッ化物洗口を中学校で段階的に拡充し、むし歯予防などの口腔の健康管理の取組に努めます。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班・教育課学校教育班・こども園	新規	2018
16	小児生活習慣病の予防	食習慣や栄養、適正体重などに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、体を使った遊びによる運動不足の解消を呼び掛け、健康教育などの充実を図ります。また、小学4年生・中学1年生を対象に小児生活習慣病予防健診と事前指導及び保護者同席による事後指導を行い、小児期からの生活習慣病の予防に努めます。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班・教育課学校教育班	継続	—
17	スマートフォンなどによる健康被害の予防	スマートフォンなどによる健康被害や生活、学習への影響などについて関係機関で共通認識を図り、訪問や健診、健康相談などの場を活用し子どもや保護者への指導や情報提供に努めます。	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	新規	2019
18	不妊治療に対する助成	不妊治療を受ける夫婦に対して助成を行い、不妊治療の経済的負担の軽減を図り、子どもを望む家庭を支援します。	福祉課子育て推進班	継続	—
19	新生児聴覚検査費助成	新生児の聴覚障害を早期発見、早期治療を目的に、新生児・乳児に対し、検査費用を助成します。	福祉課子育て推進班	新規	2018
20	未熟児療育医療費助成	医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し養育医療の給付を行います。	福祉課子育て推進班	継続	—

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

② 小児医療の充実

ア 施策の展開方針

○小児医療や周産期医療機関との連携強化に取り組みます。

【第2期のポイント】

○園医や学校医などのつながりの中で、地域医療機関と連携の強化を図ります。

○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関の連携を促進するとともに、こども園や小中学校における医療的ケア児支援のための知識を修得した人材の配置を検討します。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	地域医療体制の整備	医師会及び歯科医師会並びに園医、学校医などの協力を得ながら、医療機関と連携し、地域医療体制の整備に努めます。また、かかりつけ医の考え方の普及を促進します。	福祉課子育て推進班	継続	—
2	休日・夜間医療体制の整備	休日・夜間の医療体制の整備を図るため、医療機関との協力体制の構築に努めます。また、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法などの情報提供や、「#8000」、「こどもの救急」HPを広報紙などで掲載し、周知を図ります。	総務課総務班・福祉課子育て推進班	継続	—
3	医療的ケア児の支援	医療的ケア児に対して適切な支援が行えるよう関係機関の連携により、人材の配置を検討します。	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	新規	2020

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
 ※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

③ 食育の推進

ア 施策の展開方針

○子どもの時期から正しい食習慣を身につけ、生涯健康に過ごせるよう、家庭や園小中学校での食育を進めます。

【第2期のポイント】

○園児・児童・生徒に望ましい食習慣を身につけさせるため、学校と家庭が連携・協働し、朝食欠食の解消に取り組みます。

○学校給食を「生きた教材」として捉え、米は「むつざわ米」を使用するとともに、食材には睦沢産品の使用割合を増やすなど、食に対する理解・関心を高めるとともに、郷土愛を育みます。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	離乳食指導	「離乳食教室」を実施し離乳食の作り方や進め方、与え方、離乳食の大切さについて学ぶ機会を提供します。また、乳幼児健康相談における栄養相談や個別相談時に、離乳食に関する情報提供を行います。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続	—
2	こども園給食の推進	こども園の給食については、児童の年齢に合わせた調理方法で、乳幼児期にふさわしい食生活の展開、食事のマナーの指導を努め、献立表や給食だよりの発行・配布を行います。また、3歳未満児については、離乳食完了、摂取食材の確認等の個別相談を行います。	教育課こども園	継続	—
3	学校給食の推進	学校給食については、バランスのよい食事の提供に努めるとともに、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導などを行います。また、地元産米などの食材をさらに活用した地産地消に努め、献立表や給食だよりを発行・配布し、食育について各家庭と連携していきます。	教育課学校教育班	継続	—
4	食育などの連携	子どもの食に携わる関係者が連携し、乳幼児及び園小中給食における、食味や食育指導などについて、共有し、必要に応じて改善を図ります。	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班・教育課学校教育班・こども園	新規	2020
5	保健栄養推進員の活動	保健栄養推進員による食に関する教室などを実施し、子どもやその保護者に対する食育の充実に努めます。	健康保険課健康推進班	継続	—

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
 ※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

④ 思春期保健対策の充実

ア 施策の展開方針

- 子どもが健やかに成長できるよう、また将来的に子を育てる立場になったときの助けとなるよう、思春期の児童・生徒に対する健康に関する正しい知識の普及と相談体制の充実を図ります。

【第2期のポイント】

- 児童・生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導及び性感染症の予防・啓発や薬物乱用防止教育を推進します。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	心の健康に関する情報提供・知識の普及（保護者）	思春期の子どもへのかかわり方について、関係機関と連携して保護者に対し、学級担任・養護教諭・スクールカウンセラーから情報提供を行い、心の健康に関する知識の普及に努めます。また、こころの電話相談やゲートキーパー講座を継続的に実施し、保護者自身の心の健康維持に努めます。	健康保険課健康推進班	継続	—
2	心の健康に関する情報提供・知識の普及（児童・生徒）	悩みなどの相談機関の案内など、自殺予防につながるリーフレットを児童・生徒に配布し、子どもの心の健康維持に努めます。	健康保険課健康推進班	新規	2018
3	性についての正しい知識・男女の相互理解の普及	小学校高学年及び中学生を対象に、思春期健康教室を開催し、命の大切さについての啓発を行うとともに、男女の相互理解・協力の推進に努めます。	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班	継続	—
4	未成年者の健康影響についての教育推進	小中学校において、未成年者の喫煙・飲酒による健康被害について保健指導を通じて、具体例をもとに認識を深める授業展開に努めます。	教育課学校教育班	継続	—
5	薬物乱用防止についての教育推進	薬物乱用防止教室を関係機関の協力を得て開催し、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図ります。	教育課学校教育班	継続	—

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
 ※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

⑤ 児童虐待防止対策の充実

ア 施策の展開方針

○虐待の被害にあう子どもを出さないように、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。

【第2期のポイント】

○町の保健師によるオレンジプログラムの実施体制を充実し、親の心身のケアと子育てに関する普及啓発を行うことで、虐待の未然防止を強化します。

○子育て世代包括支援センターの充実を図ることで、関係機関との連携を密にし、虐待の未然防止に努めます。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	はっぴい子育て講座（オレンジプログラム）の実施	オレンジプログラムの活用により子どもとのかかわりにおいて、子育て講座を開催し、受講者が子育てのストレスを軽減し、子どもをしつけるうえで効果的なスキルを取得してより良い親子関係を築けるように継続的に実施します。	福祉課子育て推進班	新規	2017
2	虐待の発生防止	妊娠期のプレママコールによる、妊婦の出産後の家庭環境などの事前把握や産後のサポート及び子育て世代包括支援センター事業などにより虐待の発生防止に努めます。	福祉課福祉班・子育て推進班	継続	—
3	虐待の早期発見・早期対応	生後4か月までの新生児訪問や、乳児相談などの参加状況、健康観察などにより、母子の状況を定期的に把握するとともに、こども園や民生委員児童委員及び医療機関からの情報など、関係機関の連携により、虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、虐待の事実を確認した場合は、早急に関係機関への連絡を行い、被害が最小限となるよう取り組みます。	福祉課福祉班・子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	継続	—
4	虐待に関する相談体制の充実	子育て世代包括支援センター機能を活用しながら、保育士、教諭、保健師などの専門職や関係機関が連携し、きめ細かな相談に努めます。	福祉課福祉班・子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	継続	—
5	要保護児童対策地域協議会等の充実	教育、学校、警察など、関係機関・団体・専門職その他の人々と連携をとり「陸沢町虐待防止等対策ネットワーク」との併設による、要保護児童対策地域協議会を実施するとともに実務者会議を定期的に行い、虐待に対応するための体制整備や防止に取り組みます。	福祉課子育て推進班	法定	—
6	子ども家庭総合支援拠点の検討	子どもと家庭支援全般に係る業務及び要支援児童、要保護児童などへの支援業務など、関係機関との連絡調整を行う拠点の整備について検討します。	福祉課子育て推進班	新規	2022

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

⑥ 児童の健全育成

ア 施策の展開方針

- 児童の健全な育成を支えるため、児童が成長する過程で直面する様々な悩みに対する相談体制の充実や子どもの人権の普及啓発を進めます。

【第2期のポイント】

- 小中学校で作成した「学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。小中学校においては、いじめなどに対応するため、スクールカウンセラーなどの相談体制を引き続き充実させるとともに、学校内での見守り体制や保護者との連携を強化します。
- 教育委員会内に、弁護士・保護者代表・民生児童委員・青少年相談員・学識経験者・学校職員などで構成する「生徒指導等問題対策会議ネットワーク」を組織し、いじめや非行などの問題行動を未然に防止することや、日常的な生徒指導についての情報交換、諸課題の共有・解決を図ります。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	家庭児童相談事業	子どもの不登校などの問題について相談受付をし、案件によっては、家庭訪問をし児童相談所などの関係機関へ連絡をとり、対処します。	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班	継続	—
2	家庭教育支援チーム	園小中の家庭教育学級への支援や家庭教育における課題についての取組など学校や関係機関と連携しながら子育てや家庭教育をサポートします。また、子育てや教育にかかわる家庭内での悩み事への相談に応じます。	教育課生涯学習班	新規	2019
3	スクールカウンセラー配置事業	不登校や問題行動など児童・生徒の心の問題に対応するため、専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを小中学校に配置し、児童・生徒に対するカウンセリングや教職員、保護者に対する助言や援助を行い、児童・生徒の問題行動や悩み、相談などの解決に向けた支援を行います。	教育課学校教育班	継続	—
4	子どもの権利条約に関する普及啓発の促進	「子どもの権利条約」の内容について普及啓発を図り、子どもの人権を尊重する地域社会の構築に努めます。	教育課学校教育班	継続	—

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
 ※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

⑦ ひとり親家庭等の自立支援の推進

ア 施策の展開方針

○経済的な事情などを抱えるひとり親家庭で育つ子どもが、必要な教育などを受けられるよう、ひとり親家庭に対する就労支援や経済的支援などを行います。

【第2期のポイント】

○ひとり親家庭等が子育てをしながら経済的に自立し、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できるよう家庭の負担軽減に努めます。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	ひとり親家庭等の自立、就労支援	ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、関係機関と連携し、子育ての相談や就労に関する相談、雇用情報の提供などを実施するとともに、各種制度・支援に関する情報提供に努めます。	福祉課子育て推進班	継続	—
2	児童扶養手当などの支給	父子家庭・母子家庭及び父母のいない家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の一部助成、ひとり親家庭等児童入学祝金などを支給します。また、これらの制度の周知に努めます。	福祉課子育て推進班	継続	—
3	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、国・千葉県の指針に基づき低利の各種生活資金の貸付を実施するとともに、制度の周知に努めます。	福祉課子育て推進班	継続	—

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
 ※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

⑧ 特別な支援を必要とする子ども・家庭への支援の充実

ア 施策の展開方針

○障害の有無や国籍の違いなどにかかわらず、すべての子どもが必要な支援を継続的に受け、健やかに育つ環境づくりに取り組みます。

【第2期のポイント】

○ライフサポートファイルの導入により、特別な支援を要する子どもへの気づきを早め、早期に必要な支援につなげることができるよう園小中学校においても、ファイルを継続して活用できる体制を整えます。

○外国籍の子どもや親への情報提供や相談体制の充実を図るため、検討を行います。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	療育体制の整備	療育体制を整備するために、国・千葉県の指針に基づき、重度心身障害児に対して、医療費保険診療自己負担分の助成及び障害児福祉手当を支給します。	福祉課福祉班	継続	—
2	障害児居宅支援事業の推進	在宅の障害児が指定事業所または基準該当事業所において居宅介護、デイサービス、短期入所のサービスを受けたときに、その費用の一部を負担します。	福祉課福祉班	継続	—
3	自閉症及び乳幼児の発達障害への対応	発達の状況が気になる乳幼児に対し、療育支援コーディネーターを活用し家族支援や相談を実施し、発育に対して助言を行います。	福祉課福祉班・子育て推進班	継続	—
4	特別児童扶養手当の支給	心身に障害のある児童を監護または養育している人を対象に、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課福祉班	継続	—
5	身体障害児補装具給付事業の実施	身体に障害のある児童の日常生活を支援するため、補装具の給付と修理を行い、健康の保持、生活の安定を確保します。	福祉課福祉班	継続	—
6	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	在宅の重度障害児の日常生活において、日常生活用具の給付に努めます。	福祉課福祉班	継続	—
7	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級へ入級する児童・生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を援助します。	教育課学校教育班	継続	—
8	特別支援教育の推進	特別支援教育に対する正しい理解と認識を深め、各関係機関との連携の中で、教育支援委員会を開催しています。また、各学校において特別支援員を配置し、特別支援教育の推進を図るとともに、ライフサポートファイルの活用により関係機関の連携した支援につなげます。	教育課学校教育班	継続	—
9	障害児の生活支援ネットワーク化の推進	長生郡市母子保健・児童福祉・社会福祉関係課、千葉県身体障害者福祉協会、心身障害児者と家族の会、障害者地域作業所などの協力を得て、障害児の在宅生活を支援する一環として、関係機関・団体との情報の共有化と連携強化を図り、障害児の生活支援ネットワーク化の推進に努めます。	福祉課福祉班	継続	—
10	外国籍の子どもへの支援	外国籍の子を持つ親が安心して子育てができるよう、情報提供に努め、支援体制の検討を行います。	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	新規	2020

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

2. 基本目標 2：子育て家庭が暮らしやすい環境づくり

(1) 現況と課題

【まちな現状】

- こども園において、幼児教育・保育サービスの提供を行っており、こども園を中心として、多様な子育て支援事業を展開するなど、子育て支援の充実に努めています。
- 子育てにかかる費用の負担軽減のための各種助成制度を拡充するなど、子育て家庭の負担軽減に努めています。
- 放課後なども放課後児童健全育成事業などを実施し、地域の中での子どもの居場所の確保に努めています。

【今後の課題】

- 共働き世帯や他地域から移住してくる世帯が増えており、今後外国籍の子どもや親が本町で暮らす可能性などもあり、本町に住む子育て家庭の多様化が進む中で、多様なニーズに対応した支援の充実が求められます。
- 核家族化の進展や、共働き世帯の増加などにより、親が子育ての悩みを抱え込んでしまうことも懸念されるため、相談体制の充実など、親が子育ての悩みを相談・共有し、不安を解消しながら子育てをできる環境づくりが求められます。
- 町内における親子で一緒に遊びに出かけられる場や子どもたちが集える場の充実を求める意見が多く寄せられており、そうしたニーズに応えていくことが求められます。

(2) 基本的方向性

多様化する子育て家庭の状況に対応した幼児教育・保育サービスの充実を図るとともに、子育てにおける精神的・身体的・経済的負担を軽減できるような支援を進めます。

また、孤立した子育てを防ぎ、子育ての不安を軽減するため、専門機関や地域が連携し、相談の機会や、親子で交流できる場を充実していきます。

さらには、子どもたちが地域の中で見守られながら、のびのびと育てるような子どもの居場所づくりを進めます。

(3) 施策

① 幼児教育・保育サービスの確保

ア 施策の展開方針

- 多様化する子育て家庭の保育環境や就労状況を踏まえ、必要となる幼児教育・保育サービスの量の確保と質の向上を図ります。

【第2期のポイント】

- 地域の子どもが健やかに育つ環境を提供し、保護者に対する総合的な子育て支援を推進します。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	幼児教育・保育の実施	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容を踏まえつつ、家庭と地域と連携し「生きる力」「人間力」「社会力」の育成の基礎を育む幼児教育を推進します。	教育課こども園	法定	—
2	時間外保育事業 ※時間外保育事業に準ずる事業	認定保育時間（8時間）を超えて、保育サービスを提供し、保護者の就労などを支援します。利用希望者の増加に対応するため、保育士などの職員体制を充実します。	教育課こども園	(法定)	—
3	特別支援教育事業	障害児を受け入れる体制を充実するため、職員に対する研修を充実するとともに、特別支援コーディネーターを配置し、職員間の共通理解を図り、一人一人に合わせた支援を行います。	教育課こども園	継続	—
4	乳児保育の促進	生後6か月から保育を実施します。利用者の増加に合わせて、職員の適正配置や設備の充実、安全確保に努め、発育状況や健康状況を把握し、乳児保育を充実させていきます。	教育課こども園	継続	—
5	一時預かり事業	保護者の仕事や通院、緊急時のほか、リフレッシュなどの場合に、こども園で一時的に子どもを保育し、保護者の育児負担の軽減を図ります。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	法定	—
6	預かり保育	保護者の希望に応じて教育・保育時間終了後及び長期休業中に子どもを預かります。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	継続	—
7	こども園送迎バス	専用バスによる送迎を実施し、保護者の送迎負担の軽減に努めます。	教育課こども園	継続	—

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

② 保育・教育に関する経済的支援の充実

ア 施策の展開方針

○子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。

【第2期のポイント】

○2019年10月からの幼児教育・保育の無償化に対応し、制度の周知に努めるとともに、利用者の円滑な幼児教育・保育の利用を支援します。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	幼児教育・保育の無償化	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育などを行う施設などの利用に関する給付を行うとともに、制度の理解に向けリーフレットにより周知を行います。	福祉課子育て推進班	新規	2019
2	児童手当の支給	家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当を、中学校修了までの児童を養育している人に支給します。また、制度の周知を行い、着実に事業を実施します。	福祉課子育て推進班	継続	—
3	病児・病後児保育利用に対する助成 ※病児保育事業に準ずる事業	病氣中や病氣の回復期など集団保育が困難な期間において、就労などにより保育の必要がある児童などを、町外の施設に預けた場合、その費用の一部を助成し、保護者の就労と子育ての両立を支援します。	福祉課子育て推進班	(法定)	—
4	子ども医療費助成・高校生等医療費助成	高校3年生までの通院・入院などの医療費助成を継続し子育てにおける経済的負担の軽減に努めます。	福祉課子育て推進班	継続	—
5	予防接種費用の助成	子どもの生後6か月から中学3年生までのインフルエンザ予防接種費用の助成を行います。	福祉課子育て推進班	新規	2020
6	就学援助制度	要保護・準要保護世帯で、経済的な理由により就学困難な児童及び生徒について、就学に必要な費用の援助を行うことで、就学環境を支援します。	教育課学校教育班	継続	—
7	出産祝金の支給	子どもの増加と福祉の向上を図るため、新生児の養育者に出産祝金を支給します。	福祉課子育て推進班	新規	2018
8	こども園の保育料の減免	ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯など、生活保護法による被保護世帯などについて、保育料の減免を行い経済的負担の軽減に努めます。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	継続	—
9	実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費、教材費の購入に要する費用を補助または免除します。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	法定	2019
10	給食費の一部町負担	こども園で提供する給食のごはんやパンなどの主食にかかる費用を町が負担し、小中学校の学校給食にも拡充を図ります。また、「むつざわ米」を使用し、食に対する理解・関心を高めるとともに郷土愛を育みます。	教育課学校教育班・こども園	新規	2019

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

③ 子育てに関する相談機会の充実

ア 施策の展開方針

- 子育てにおいて悩みを抱える親の不安を解消するため、専門家への相談機会の充実や、親同士の相談しやすい関係づくりを推進します。

【第2期のポイント】

- 2019年度に、町健康保険課に設置した子育て支援窓口を、利用者支援事業により事務を一元化した総合的な相談窓口として子育て世代包括支援センターを開設し、専門職の配置により相談業務の充実を図ります。また、関係機関の連携により必要な支援につなげます。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	子育て相談室「カンガルーのお部屋」の実施	乳幼児健康診査などで経過観察が必要な乳幼児とその保護者に対して、育児指導員による個別相談を実施し、健やかな発達を支援していきます。	福祉課子育て推進班	継続	—
2	子育て教室の開催	こども園において、園庭や子育て支援室の開放、ベビーマッサージなどの事業を通じて、子どもや保護者の交流を活発化するとともに、育児相談の実施により、育児についての知識の普及と育児不安や負担の軽減を図ります。また、事業の周知を実施し、参加者の増加につなげます。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	継続	—
3	こども園における子育て支援事業 ※地域子育て支援拠点事業に準ずる事業	こども園を地域の子育て支援の中核として位置づけ、未就園児の親子に室内遊びや絵本の読み聞かせを通して、子育て中の親子の交流の促進や相談、援助の実施、子育て関連情報の提供などを実施し、支援内容の充実に努めます。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	(法定)	—
4	利用者支援事業	教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ専門職による相談・助言などを行い、関係機関との連携を図る体制を整えます。(基本型・母子保健型)	福祉課子育て推進班	法定	2020

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

④ 仕事と子育ての両立のための普及啓発

ア 施策の展開方針

○共働き世帯の増加なども踏まえ、仕事と子育てを共に楽しめるような環境づくりに向けた、普及啓発を進めます。

【第2期のポイント】

○子育ての負担が片親に偏らず、配偶者や祖父母など皆でかかわれるような、意識の醸成及び教室の開催などを行います。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法などについて企業・事業主などへの啓発に努めるとともに、町民に対する広報に努めます。今後も講演会や講座への参加、パンフレットの配布、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。	総務課総務班	継続	—
2	子育て支援の共有	子育ての負担が片親に偏らず、配偶者を含め家族で関心を持てるような知識や意識の醸成を図る教室を開催し、周知を図ります。	福祉課子育て推進班・教育課生涯学習班・こども園	新規	2018
3	国、県及び農業団体、商工団体などの関係団体との連携	国、県及び地域における農・商・工業などの関係団体などと連携を図りながら、地域住民の雇用の推進及び労働条件の改善に努めます。また、労働者、事業主、地域住民などの意識改革を推進する広報・啓発、研修、情報提供などに努めます。	産業振興課産業振興班	継続	—
4	男女共同参画の意識づくり	講演会やセミナーの開催、啓発パンフレットの配布などを通じ男女共同参画に関する意識啓発を推進します。	総務課総務班	継続	—
5	学校教育における男女共同参画の推進	小中学校において、社会科・道徳・特別活動などを中心に、児童・生徒の発達段階に応じて、男女相互の理解を深めるなどの指導を推進します。また、これらの指導を継続的に実践し、男女共同参画社会に関する子どもたちの理解を深めます。	教育課学校教育班	継続	—

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
 ※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

⑤ 子育て支援のネットワークづくり

ア 施策の展開方針

- 子育てが家庭が孤立することなく、地域の中で見守られながら子育てができ、子どもがのびのび育つ環境となるよう、地域における子育て支援のネットワークづくりを進めます。

【第2期のポイント】

- 2019年度に作成した子育てガイドブックなどを活用し、子育て世代だけでなく広く町民に子育てに関する情報を発信し、町全体で子育てをする機運を高めます。
- 働く人々の仕事と子育ての両立を支援する目的で、地域において子育てを助け合うファミリー・サポート・センターの設置について検討を行います。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	地域の力を生かした子育て支援	ボランティア、地域住民などを対象（育児の手助けが必要な人と、手助けしたい人）として、相互援助活動の支援に努めます。	福祉課子育て推進班	継続	—
2	子育て支援における関係機関との連携	きめ細かな子育て支援サービスの提供とサービスの質を向上させるため、様々な地域活動団体と行政の、地域における子育て支援のネットワークを強化していきます。	福祉課子育て推進班・教育課こども園	継続	—
3	保育サービスに関する情報提供	地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、広報、ホームページを通して、保育サービスに関する各種情報の提供に努めます。	福祉課子育て推進班	継続	—
4	子育て交流広場の開催	親子や子ども同士での遊びや子育ての楽しさや悩みを共有できるように場の提供を行います。	教育課生涯学習班	新規	2017
5	ファミリー・サポート・センターの設置	育児の援助を受けたい人と行いたい人とが、助け合う相互援助活動として、ファミリー・サポート・センターの設置を検討します。	福祉課子育て推進班	新規	2020

凡例：法定…法定事業、(法定)…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
 ※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

⑥ 子どもの居場所づくり

ア 施策の展開方針

- 子どもが、こども園や小中学校以外の時間も地域の中で安心して過ごせる場や、子どもと親と一緒に出かけられる場の確保に努めます。

【第2期のポイント】

- 学校教育上支障がない範囲で学校施設開放を拡充することにより、町民のスポーツレクリエーションその他社会教育の振興を図ります。
- 放課後児童クラブと放課後子供教室と連携して事業を実施することにより、子どもの自主性、社会性などのより一層の向上を図ります。

イ 取組内容

	事業名	事業の概要	担当課・班	分類	開始目標年度
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学生児童の保護者が、仕事や病気などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や長期休暇時において、睦沢小学校敷地内に設置した放課後児童クラブで預かり、児童の健全育成と、保護者への育児支援を行います。利用児童数の増加に対応するため、定員増を実施します。	教育課学校教育班	法定	—
2	放課後児童健全育成事業（放課後子供教室）	放課後に学校施設を活用し、スポーツなどの運動教室を実施し、将来的には教室の種類を拡充を図ります。	教育課生涯学習班	法定	2020
3	児童・生徒のための放課後の居場所づくり	公民館に子どもたちの学習コーナー（地域ルーム）を設置し、自主学習の場及び読書活動推進の場を提供するとともに、地域コーディネーターを配置し、地域の学び合いの場としての活用を図ります。	教育課生涯学習班	継続	—
4	学校施設の開放	スポーツの振興と町民の健康増進を図るため、学校体育施設（小中学校）の開放に努めます。	教育課学校教育班・生涯学習班	継続	—
5	遊具（遊び場）の設置	子どもの遊具（遊び場）を総合運動公園などに設置します。	まちづくり課政策班	新規	2020

凡例：法定…法定事業、（法定）…法定事業に準ずる事業、新規…第2期計画新規事業、継続…第1期計画からの継続事業
 ※分類の「新規」は、第1期計画策定以降に開始された事業も含む

3. 基本目標3：子どもの健やかな成長を支える魅力ある教育環境づくり

※本基本目標は、「睦沢町教育振興基本計画」と一体で、施策を推進するため、本計画では、各施策の概要を記載しています。

(1) 現況と課題

【まちの現状】

- 園小中一貫教育を推進しており、睦沢町で育つ子どもたちに0歳から15歳まで切れ目のない連続した教育ができるよう努めています。
- 2018年からコミュニティ・スクールを導入し、学校を拠点とした地域コミュニティの広がりと活性化に努めています。

【今後の課題】

- 町や日本・世界の未来を担う子どもたちが、日々変化する社会状況や国際的な動向も踏まえつつ、変化を前向きに受け止め、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材」となっていけるよう、「人間力」と「社会力」を育む教育が求められます。
- 核家族化の進展や共働き世帯の増加など家庭のあり方に変化が見られる中、地域においても地域社会のつながりの希薄化が進んでいることが指摘されており、行政・学校・家庭や地域が連携しながら地域で子どもを育てるしくみの構築が求められます。
- 睦沢町で育つすべての人が、「人生100年時代」を、自らの人生をより豊かに生きるために、生涯を通じて自ら学習し、必要な知識・技能を修得して自らの能力を高め、その成果を仕事や日常生活をはじめ、地域・社会で生かしていけるような環境づくりや、文化芸術・運動・スポーツなどの活動を充実できる環境づくりが求められます。

(2) 基本的方向性

町や日本・世界の未来を担う子どもたちの「人間力」と「社会力」を育む教育を、こども園・学校・家庭・地域が一体となって推進します。

また、睦沢町で育つすべての人が、「人生100年時代」を踏まえ、各世代がともに関わり合い自らの人生をより豊かに生きられるよう、町内の生涯学習・文化芸術・運動・スポーツ環境の充実を進めます。

(3) 施策

① 園小中一貫教育カリキュラムの実施と確かな学力・自立する力の育成

ア 施策の展開方針

- 園児・児童・生徒の発達に十分配慮し、0歳から15歳まで切れ目ない連続性・系統性等を重視した、「睦沢町園小中一貫教育基本方針」に沿った園小中一貫教育を推進します。
- 変化に主体的に向き合い、自ら判断し、未来を切り開く力や、多様な人々と協働し、新たな価値を見出すための力である「人間力」、「社会力」の醸成に取り組みます。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組（例）

	重点施策	主な取組（例）
1	一人一人の基礎学力の向上を図る教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「園小接続プログラム」（園から小）、「教科担任制の導入」や「中学校教員の乗り入れ授業」（小学5・6年）などによる、園小中一貫教育の推進 ●繰り返し学習や家庭学習の推奨 ●問題解決型授業の展開による、意欲的に取り組む児童・生徒の育成等
2	自ら学び、ともに学び、生きて働く学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣大学や研究機関、企業と連携した21世紀型知識基盤社会を生き抜くための基礎となる力の育成 ●睦沢版アクティブラーニングスペース「多目的室」の設置 ●様々な分野の専門家を招いて行う、中学生対象の才能開発教育「睦沢未来塾」の継続 ●プログラミング的思考を含む情報活用能力の育成等
3	伝統文化を尊重し、郷土への愛情と誇りを持ち、グローバル化に対応する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「郷土愛」や「地域の人々とのつながり」、「自然環境保護」などについて学ぶ「睦沢ふるさと学習」の取組 ●ホストファミリー登録制度による児童・生徒の家庭がより多様な文化交流を経験できる環境づくりの推進 ●帰国・外国人児童・生徒が転・編入学してきた場合の日本語指導や学校支援の相談などの必要な支援の実施等
4	キャリア教育・職業教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育の推進 ●児童・生徒が自身の変容や成長を自己評価できる「キャリア・パスポート」の活用 ●地域や企業（町商工会）・公共機関と連携・協力し、社会的・職業的自立の基礎となる基礎的・汎用的能力の育成等
5	技術革新に対応する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ICTを効果的に活用した社会で生きていくために必要な資質・能力の育成 ●小学校におけるプログラミング教育の円滑な実施の支援 ●情報社会のルールや情報セキュリティ、情報モラルの適切な指導等
6	人格形成の基礎を培う幼児教育、保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭と地域と連携した「生きる力」、「人間力」、「社会力」の育成の基礎を育む幼児教育の推進 ●小学校へのなめらかな接続を図るための保育教諭と小学校教員との相互交流・合同研修会の開催や、園児と児童の様々な交流活動の推進、「アプローチカリキュラム」の活用等

② 郷土を愛し、豊かな心と健やかな体の育成

ア 施策の展開方針

○子どもの健やかな成長を促すため、豊かな心を育む教育を推進するとともに、健康の増進や体力向上に資する教育を推進します。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組（例）

	重点施策	主な取組（例）
7	豊かな心を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行えるような道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりと、保護者や地域住民への道徳授業の積極的な公開 ● 子どもの夢と豊かな心を育むためのスポーツ選手や看護師など、社会の第一線で活躍する人による講演会などの開催（才能開発教育「睦沢未来塾」） ● 園児、児童生徒の発達段階に応じた、自然体験や職場体験、社会奉仕体験、世代間交流など、家庭・地域・企業・NPO などと連携した体験活動の推進 <p style="text-align: right;">等</p>
8	いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「学校いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの未然防止、早期発見・早期対応 ● 千葉県教育委員会「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を活用した豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成 ● スクールカウンセラーなどの相談体制の充実、学校内での見守り体制や保護者との連携の強化 ● 毎月10日を「いじめゼロ」の日と定め、児童会や生徒会活動などを通じた、いじめ撲滅をはじめとする人権の尊重について考える機運の醸成 <p style="text-align: right;">等</p>
9	人権を尊重した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進 ● いじめや虐待から子どもを守るための学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員の研修充実と、家庭や地域の関係機関と連携した虐待防止の取組の推進 ● 性的マイノリティや障がいのある人への差別、同和問題やインターネットによる人権侵害、拉致問題、ヘイトスピーチの問題など様々な人権問題に対応した教育の充実 <p style="text-align: right;">等</p>
10	健康（幸）の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校保健委員会を中心とした家庭や地域の関係機関と連携した健康管理の充実 ● アレルギー疾患やメンタルヘルスなど、児童・生徒の現代的な健康課題に対応する取組の推進 ● 学校と家庭が連携・協働した運動・食事・睡眠などの生活習慣を子どもたちが規則正しく身につけられるための取組の推進（朝食欠食の解消など） ● 「健幸むつぎわロードレース大会」などを活用した体力向上 ● 学校給食を「生きた教材」と捉えた食育の推進 ● 児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導及び性感染症の予防・啓発や薬物乱用防止教育の推進 ● 学校歯科医などの指導による、虫歯予防対策の実施 <p style="text-align: right;">等</p>
11	体力の向上と学校体育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 体力向上のための、園・小・中学校での共通のテーマ設定による、それぞれの接続や連続性を見据えた一貫性のある指導 ● 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果に基づく体力や健康状態を的確に把握した全体計画の策定と大学などの研究機関などとの連携 ● 積極的な外遊びや運動の奨励 <p style="text-align: right;">等</p>

③ 多様なニーズに対応した教育の推進

ア 施策の展開方針

- 障がいの有無や不登校、日本語指導の必要性、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子ども能力、可能性を最大限に伸ばす教育を推進します。
- ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズにも応じた教育の機会の提供に努めます。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組（例）

	重点施策	主な取組（例）
12	障がいのある子どもへの支援・指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用による一人一人の困難さに応じた支援の「質」の一層の充実 ● 県の特別支援アドバイザー事業などの活用によるきめ細かな指導の推進 ● こども園における関係機関との連携による個別相談など、健やかな発達を支援する体制構築 ● 「特別支援教育支援員」の計画的な配置の継続 <p style="text-align: right;">等</p>
13	不登校児童・生徒への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールカウンセラーなどの相談体制の充実と学校内での見守り体制や保護者との連携の強化 ● 中学校での不登校の解消に向けた小・中の連携 ● 茂原市の適応指導教室や民間団体などと連携した不登校児童・生徒への学校以外での学習などに対する効果的な支援 <p style="text-align: right;">等</p>
14	一人一人の状況に応じた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 少人数指導や習熟度別指導・補充的指導など「個に応じた指導」を進める環境の整備 ● 家庭教育に課題を抱える保護者への家庭教育学級の開催やスクールソーシャルワーカーなどの活用支援 ● 経済的な理由で就学の困難な学生に対して学資を貸し付ける「睦沢町奨学資金貸付基金」制度の周知、制度の検証・見直しの検討 <p style="text-align: right;">等</p>

④ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

ア 施策の展開方針

- 質の高い学校教育を推進するため、教職員の資質・能力の向上や、学校・保護者・地域が一丸となった魅力ある学校づくり、技術革新や情報化に対応する学習環境の整備・充実などを進めます。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組（例）

	重点施策	主な取組（例）
15	教職員の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会などへの参加による資質・能力の向上 ●学校現場の負担軽減を図り、子どもと向き合う環境づくりのための総合型校務支援システムの構築の推進 ●人事評価制度を活用した教職員の知識や技能の共有と活用 <p style="text-align: right;">等</p>
16	園小中一貫教育の推進と魅力ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●園小中一貫教育校としてのコミュニティ・スクールの設置を視野に入れた協議の開始 ●学校支援ボランティアなどの活動の充実 ●「チームとしての学校」の組織体制の整備・充実の検討 ●園小中一貫教育推進のための学校施設整備基本構想の策定 <p style="text-align: right;">等</p>
17	子どもたちの安心・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●園児・児童生徒が、発達段階に沿った安全意識や危機を回避する能力などを身につけ、主体的に行動できるような避難訓練や安全教育の計画的な実施 ●中学生ボランティア、防災ボランティア、学生ボランティアなどへの参加の促進 ●日ごろから園児・児童生徒の命を守る防災体制の強化 ●家庭・地域と連携・協働した地域ぐるみの学校安全体制の充実と活動の推進 <p style="text-align: right;">等</p>
18	技術革新や情報化に対応する学習環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒の情報活用能力の育成と教職員の事務負担軽減のための学校の ICT 環境整備の充実 ●デジタル教科書や教材を円滑に使用できるようにするためのサポート体制の充実 ●学校図書館システムの構築 <p style="text-align: right;">等</p>

⑤ 家庭・地域教育力の向上

ア 施策の展開方針

- 多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えるため、学校、家庭・地域がそれぞれの立場から子どもの教育に責任を持ち、それぞれの教育機能を発揮し、相互に連携・協働しながら子どもを支え、育めるような環境づくりを進めます。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組（例）

	重点施策	主な取組（例）
19	家庭教育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「家庭教育学級」などの開催により、親子で集い、専門家の話を聞くなどを通じて親が安心して子育てができるような親同士の情報交換やネットワークの構築支援 ●「家庭教育支援チーム」による保護者への家庭支援活動の充実 ●父親などを対象にした家庭教育に関する学習機会の充実や大人と子どもがふれあひながら充実した時間を過ごすことができるような機会の確保 ●学校を核とした「1000か所ミニ集会」の保護者や地域住民が学校と一体となった企画・運営による学校運営・地域交流の発展 <p style="text-align: right;">等</p>
20	家庭・地域と連携・協働した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●学校支援ボランティアとしての保護者や地域住民の参加促進 ●公民館や小学校の空き教室などを活用した、子どもたちの安心・安全な居場所の整備と放課後や週末などに地域住民の参画を得た放課後子供教室（アフタースクール）の拡充 ●大学・NPO などと連携する事業や各種体験塾・講座や青少年相談員や子ども会との協働による各種体験活動（塾）の開催と、睦沢町の次世代を担う指導者の育成 <p style="text-align: right;">等</p>

⑥ 生涯学習活動の支援と芸術・文化、運動・スポーツの推進

ア 施策の展開方針

○睦沢で育つ子どもたちが人生100年時代をより豊かに生きるために、一人一人が生涯にわたって必要な知識・技能を身につけ、他者と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、自らの可能性を最大限に生かし活躍できるよう、学習機会の提供に一層取り組みます。

イ 教育振興基本計画における重点施策と主な取組（例）

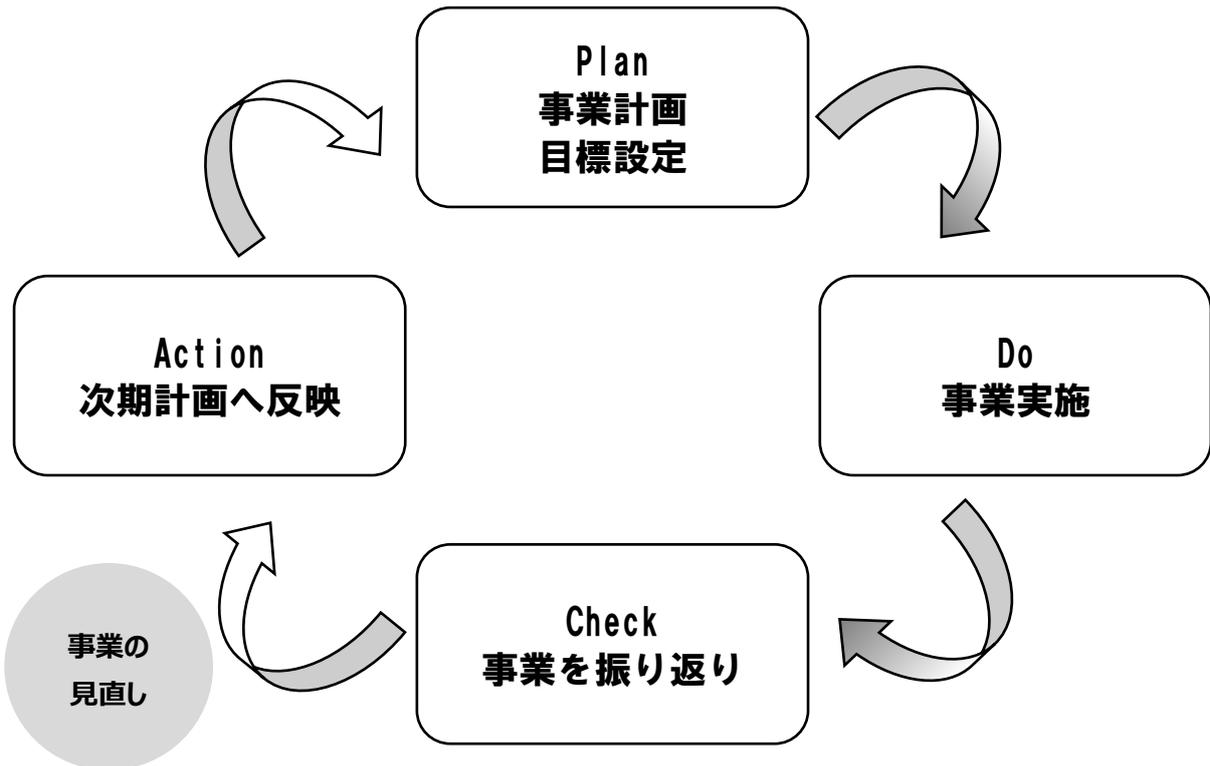
	重点施策	主な取組（例）
21	生涯学習推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種活動支援や各世代・各分野のニーズに対応した講座や教室などの充実・新設の検討 ● 全町的な生涯学習施設などのネットワーク整備の検討 ● 指導者の育成や地域貢献できる人材の発掘・育成と、ともに学び合う仲間づくりの支援 <p style="text-align: right;">等</p>
22	芸術文化の振興と伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史民俗資料館の機能の充実や町内の貴重な文化財や戦争遺跡の保護・活用の推進 ● 無形民俗文化財の保護と継承のための、担い手となる子どもたちが伝統文化を学び発信する活動への支援 ● 文化財ボランティアの育成 <p style="text-align: right;">等</p>
23	運動・スポーツに親しみ「健康長寿のまちづくり」推進と障害者スポーツの啓発と理解	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合運動公園や学校体育施設を活用した町民の運動やスポーツ活動の参加促進 ● 全町的なスポーツイベントの充実及び広域的なスポーツ交流大会の充実の検討 ● 総合型地域スポーツクラブの育成の検討 <p style="text-align: right;">等</p>

IV. 計画の推進

1. 点検・評価

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。



※PDCA サイクル:Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法。

2. 推進体制

進行管理に当たっては、庁内組織において進捗状況を把握し取組を評価していきます。

● 資料編

1. 条例および委員名簿

1. 睦沢町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 14 日制定

条例第 20 号

改正 令和 2 年 3 月 9 日

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条第 1 項において「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、睦沢町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べるができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 9 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町民

(2) 学識経験のある者

(3) 関係団体の推薦を受けた者

(4) 事業者の推薦を受けた者

(5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

2. 睦沢町子ども・子育て会議 委員名簿

順不同・敬称略

選 出 区 分	氏 名	備 考
町民公募	関 麻衣子	副会長
	鈴木 美保	
学識経験のある者	上田 澄子	会長
関係団体の推薦を受けた者	藤原 雪枝	
	篠田 真樹子	
	中村 さゆり	
事業者の推薦を受けた者	岩瀬 靖典	
	齊藤 賢治	
町長が必要と認める者	芝崎 洋一	

任期（令和元年7月1日～令和3年6月30日）

11.

策定経過

日 程	内 容	備 考
2019年 1月5日～ 2月18日	子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査	小学校6年生以下の子どもがいる世帯（423世帯）を対象に実施
9月26日	令和元年度 第1回睦沢町子ども・子育て会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画について (2) 今後のスケジュールについて
9月27日	第1回子育て支援ワーキング	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定方針とワーキングの位置づけについて (2) 第1期策定後の社会潮流、町の現況について (3) 第2期計画に向けた課題について (4) 教育・保育の量の見込み等の算出について
12月11日	第2回子育て支援ワーキング	(1) 令和2年度庁内組織体制について (2) 第2期子ども子育て支援事業計画（案）について (3) 今後のスケジュールについて
12月15日	まちぐるみ子育てワークショップ	第1部 親子の苔テラリウムづくり体験 第2部 まちぐるみ子育てワークショップ
12月20日	令和元年度 第2回睦沢町子ども・子育て会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
2020年 1月24日	令和元年度 第3回睦沢町子ども・子育て会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
2020年 1月31日～ 2月24日	第2期睦沢町子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント	第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について

III. 子ども・子育て支援事業一覧

	事業名	担当課・班	分類	対象年齢（満年齢）						
				出産前 ～ 1歳未満	1～ 3歳	4～ 6歳	7～ 9歳	10～ 12歳	13～ 15歳	15～ 18歳
1-①-1	子育て世代包括支援センター	福祉課子育て推進班	新規	○	○	○	○	○	○	○
1-①-2	子育てワンストップサービスなどの普及	福祉課子育て推進班	新規	○	○	○	○	○	○	○
1-①-3	母子健康手帳などの配布	福祉課子育て推進班	継続	○						
1-①-4	妊婦健康診査の実施	福祉課子育て推進班	法定	○						
1-①-5	プレママコール	福祉課子育て推進班	新規	○						
1-①-6	妊産婦健康教室の開催	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続	○						
1-①-7	母子保健事業の情報提供	福祉課子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-①-8	ライフサポートファイルの配布	福祉課子育て推進班・福祉班・教育課学校教育班・こども園	新規	○	○	○	○	○	○	○
1-①-9	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	法定	○						
1-①-10	産後ケア	福祉課子育て推進班	新規	○						
1-①-11	乳幼児訪問指導の充実	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続	○	○	○				
1-①-12	乳幼児健康相談の実施	福祉課子育て推進班・教育課生涯学習班	継続	○	○	○				
1-①-13	乳幼児健康診査の実施	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続	○	○					
1-①-14	予防接種の実施	福祉課子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-①-15	口腔の健康管理（フッ素塗布、フッ化物洗口）	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班・教育課学校教育班・こども園	新規	○	○	○	○	○	○	
1-①-16	小児生活習慣病の予防	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班・教育課学校教育班	継続	○	○	○	○	○	○	
1-①-17	スマートフォンなどによる健康被害の予防	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	新規	○	○	○	○	○	○	○
1-①-18	不妊治療に対する助成	福祉課子育て推進班	継続	○						
1-①-19	新生児聴覚検査費助成	福祉課子育て推進班	新規	○						
1-①-20	未熟児療育医療費助成	福祉課子育て推進班	継続	○						

	事業名	担当課・班	分類	対象年齢（満年齢）						
				出産前 ～ 1歳未満	1～ 3歳	4～ 6歳	7～ 9歳	10～ 12歳	13～ 15歳	15～ 18歳
1-②-1	地域医療体制の整備	福祉課子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-②-2	休日・夜間医療体制の整備	総務課総務班・福祉課子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-②-3	医療的ケア児の支援	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	新規	○	○	○	○	○	○	
1-③-1	離乳食指導	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班	継続	○	○					
1-③-2	こども園給食の推進	教育課こども園	継続	○	○	○				
1-③-3	学校給食の推進	教育課学校教育班	継続				○	○	○	
1-③-4	食育などの連携	福祉課子育て推進班・健康保険課健康推進班・教育課学校教育班・こども園	新規	○	○	○	○	○	○	
1-③-5	保健栄養推進員の活動	健康保険課健康推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-④-1	心の健康に関する情報提供・知識の普及（保護者）	健康保険課健康推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-④-2	心の健康に関する情報提供・知識の普及（児童・生徒）	健康保険課健康推進班	新規					○	○	
1-④-3	性についての正しい知識・男女の相互理解の普及	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班	継続					○	○	
1-④-4	未成年者の健康影響についての教育推進	教育課学校教育班	継続					○	○	
1-④-5	薬物乱用防止についての教育推進	教育課学校教育班	継続					○	○	
1-⑤-1	はっぴい子育て講座（オレンジプログラム）の実施	福祉課子育て推進班	新規	○	○	○	○	○		
1-⑤-2	虐待の発生防止	福祉課福祉班・子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑤-3	虐待の早期発見・早期対応	福祉課福祉班・子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑤-4	虐待に関する相談体制の充実	福祉課福祉班・子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑤-5	要保護児童対策地域協議会等の充実	福祉課子育て推進班	法定	○	○	○	○	○	○	○
1-⑤-6	子ども家庭総合支援拠点の検討	福祉課子育て推進班	新規	○	○	○	○	○	○	○
1-⑥-1	家庭児童相談事業	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班	継続	○	○	○	○	○	○	○

	事業名	担当課・班	分類	対象年齢（満年齢）						
				出産前 ～ 1歳未満	1～ 3歳	4～ 6歳	7～ 9歳	10～ 12歳	13～ 15歳	15～ 18歳
1-⑥-2	家庭教育支援チーム	教育課生涯学習班	新規	○	○	○	○	○	○	○
1-⑥-3	スクールカウンセラー配置事業	教育課学校教育班	継続				○	○	○	
1-⑥-4	子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	教育課学校教育班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑦-1	ひとり親家庭等の自立、就労支援	福祉課子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑦-2	児童扶養手当などの支給	福祉課子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑦-3	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	福祉課子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑧-1	療育体制の整備	福祉課福祉班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑧-2	障害児居宅支援事業の推進	福祉課福祉班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑧-3	自閉症及び乳幼児の発達障害への対応	福祉課福祉班・子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑧-4	特別児童扶養手当の支給	福祉課福祉班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑧-5	身体障害児補装具給付事業の実施	福祉課福祉班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑧-6	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	福祉課福祉班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑧-7	特別支援教育就学奨励費の支給	教育課学校教育班	継続				○	○	○	
1-⑧-8	特別支援教育の推進	教育課学校教育班	継続	○	○	○	○	○	○	
1-⑧-9	障害児の生活支援ネットワーク化の推進	福祉課福祉班	継続	○	○	○	○	○	○	○
1-⑧-10	外国籍の子どもへの支援	福祉課子育て推進班・教育課学校教育班・こども園	新規	○	○	○	○	○	○	○
2-①-1	幼児教育・保育の実施	教育課こども園	法定	○	○	○				
2-①-2	時間外保育事業 ※時間外保育事業に準ずる事業	教育課こども園	(法定)	○	○	○				
2-①-3	特別支援教育事業	教育課こども園	継続	○	○	○				
2-①-4	乳児保育の促進	教育課こども園	継続	○						
2-①-5	一時預かり事業	福祉課子育て推進班・教育課こども園	法定	○	○	○				
2-①-6	預かり保育	福祉課子育て推進班・教育課こども園	継続		○ 3 歳	○				
2-①-7	こども園送迎バス	教育課こども園	継続		○ 3 歳	○				

	事業名	担当課・班	分類	対象年齢（満年齢）						
				出産前 ～ 1歳未満	1～ 3歳	4～ 6歳	7～ 9歳	10～ 12歳	13～ 15歳	15～ 18歳
2-②-1	幼児教育・保育の無償化	福祉課子育て推進班	新規	○	○	○				
2-②-2	児童手当の支給	福祉課子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	
2-②-3	病児・病後児保育利用に対する助成 ※病児保育事業に準ずる事業	福祉課子育て推進班	(法定)	○	○	○	○	○		
2-②-4	子ども医療費助成・高校生等医療費助成	福祉課子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	高校生
2-②-5	予防接種費用の助成	福祉課子育て推進班	新規	○	○	○	○	○	○	
2-②-6	就学援助制度	教育課学校教育班	継続				○	○	○	
2-②-7	出産祝金の支給	福祉課子育て推進班	新規	○						
2-②-8	こども園の保育料の減免	福祉課子育て推進班・ 教育課こども園	継続	○	○					
2-②-9	実費徴収に係る補足給付事業	福祉課子育て推進班・ 教育課こども園	法定			○				
2-②-10	給食費の一部町負担	教育課学校教育班・こども園	新規			○	○	○	○	
2-③-1	子育て相談室「カンガルーのお部屋」の実施	福祉課子育て推進班	継続	○	○	○	○	○		
2-③-2	子育て教室の開催	福祉課子育て推進班・ 教育課こども園	継続	○	○	○				
2-③-3	こども園における子育て支援事業 ※地域子育て支援拠点事業に 準ずる事業	福祉課子育て推進班・ 教育課こども園	(法定)	○	○	○				
2-③-4	利用者支援事業	福祉課子育て推進班	法定	○	○	○	○	○	○	○
2-④-1	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	総務課総務班	継続	○	○	○	○	○	○	○
2-④-2	子育て支援の共有	福祉課子育て推進班・ 教育課生涯学習班・こども園	新規	○	○	○	○	○	○	○
2-④-3	国、県及び農業団体、商工団体などの関係団体との連携	産業振興課産業振興班	継続	○	○	○	○	○	○	○
2-④-4	男女共同参画の意識づくり	総務課総務班	継続	○	○	○	○	○	○	○
2-④-5	学校教育における男女共同参画の推進	教育課学校教育班	継続					○	○	
2-⑤-1	地域の力を生かした子育て支援	福祉課子育て推進班	継続	○	○	○	○	○	○	○
2-⑤-2	子育て支援における関係機関との連携	福祉課子育て推進班・ 教育課こども園	継続	○	○	○	○	○	○	○
2-⑤-3	保育サービスに関する情報提供	福祉課子育て推進班	継続	○	○	○				
2-⑤-4	子育て交流広場の開催	教育課生涯学習班	新規	○	○	○				

	事業名	担当課・班	分類	対象年齢（満年齢）						
				出産前 ～ 1歳未満	1～ 3歳	4～ 6歳	7～ 9歳	10～ 12歳	13～ 15歳	15～ 18歳
2-⑤-5	ファミリー・サポート・センターの設置	福祉課子育て推進班	新規	○	○	○	○	○		
2-⑥-1	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	教育課学校教育班	法定				○	○		
2-⑥-2	放課後児童健全育成事業 （放課後子供教室）	教育課生涯学習班	法定				○	○		
2-⑥-3	児童・生徒のための放課後の居 場所づくり	教育課生涯学習班	継続				○	○	○	○
2-⑥-4	学校施設の開放	教育課学校教育班・ 生涯学習班	継続	○	○	○	○	○	○	○
2-⑥-5	遊具（遊び場）の設置	まちづくり課政策班	新規	○	○	○	○	○	○	○

第2期 睦沢町子ども・子育て支援事業計画

■発行日 2020年3月

■発行 睦沢町

〒299-4492

千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1

電話 0475-44-2578